

平成24年第1回砂川市議会定例会

平成24年3月12日(月曜日)第5号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第24号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 市道路線の認定について
- 議案第 7号 平成24年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算

延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 2 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 3 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 4 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 2 5 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 6 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 2 7 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 2 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 7 号 平成 2 4 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 4 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 4 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（ 1 4 名 ）

議長 東 英 男 君
 議員 一ノ瀬 弘 昭 君
 増 井 浩 一 君
 多比良 和 伸 君
 土 田 政 己 君
 北 谷 文 夫 君
 沢 田 広 志 君

副議長 飯 澤 明 彦 君
 議員 増 山 裕 司 君
 水 島 美 喜 子 君
 増 田 吉 章 君
 小 黒 弘 君
 尾 崎 静 夫 君
 辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5 . 砂 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者 は 次 の と お り で あ る 。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6 . 砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者 は 次 の と お り で あ る 。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

7 . 本 議 会 の 事 務 に 従 事 す る 者 は 次 の と お り で あ る 。

事 務 局 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 吉 川 美 幸

開議 午前10時00分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- 日程第1 議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第24号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
議案第28号 市道路線の認定について
議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第24号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第28号 市道路線の認定について、議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算の22件を一括議題といたします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第13号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について質疑をさせていただきます。

まず、第1点目は、国の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法についてでありますけれども、この特別措置法の内容と特別措置法の期限についてお伺いをいたします。

2点目に、砂川・奈井江広域有害鳥獣被害防止計画に定められた施策を適切に実施するためと述べられておりますけれども、この実施隊の業務範囲は砂川市だけなのか、あるい

は奈井江町も含まれるのかお伺いをいたします。

次に、国の特別措置法での財源措置についてお伺いをいたします。実施隊の費用弁償の財源はどのように交付されるのかお伺いいたします。特に砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会という組織がありまして、そこで有害鳥獣被害防止計画や財政運営もすべて行っておりますが、この組織との関連についてお伺いし、第1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、議案第13号の関係について4点ばかりご質問いただきましたので、順にご説明申し上げたいと思います。

最初に、特別措置法の内容でございますが、鳥獣による農林水産業の被害が深刻な状況から、これらに対処することが緊急の課題として、国は被害防止策の基本指針を定め、市町村はこの基本指針に即して被害防止計画を策定し、毎年度被害防止計画の実施状況を都道府県知事に報告することとなっております。国は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう必要な財政措置を講ずること、また市町村は被害防止計画に基づく施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができることなどが主な内容となっております。この法律は、平成19年12月に制定、翌20年2月に施行されている法律で、施行後5年をめぐりに必要があれば見直しが行われることとなっておりますが、特別措置法の期限については特段定められておりません。

次に、実施隊の業務範囲についてでございますが、砂川市内だけであります。奈井江町と広域の被害防止計画となっておりますが、奈井江町も独自に実施隊を設置することとなっております。

次に、特別措置法における実施隊の費用弁償の財源措置についてでございますが、市町村が負担する実施隊に要する経費の8割が特別交付税の対象となっております。

次に、特別措置法の改正案の内容についてでございますが、現在国及び北海道から正式な通知はございませんが、狩猟所持許可を更新する場合の技能講習を鳥獣被害対策実施隊に限り当分の間免除する特例を柱として、狩猟規制の緩和などが盛り込まれていると聞いてございます。

それから最後に、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会と砂川市鳥獣被害対策実施隊との関連でございますが、平成23年に奈井江町を含めた広域有害鳥獣対策連絡協議会を設立し、砂川市及び奈井江町と共同で策定した被害防止計画において、鳥獣による被害防止施策を効率的かつ効果的に実施する機関として、関係する農業団体等により構成されております。構成団体は、新砂川農業協同組合、中空知農業共済組合、そらち森林組合、主に山間部の砂川と奈井江の集落代表者、北海道猟友会砂川支部及び砂川警察署と砂川市、奈井江町の行政機関により構成されております。連絡協議会は、国の交付金であります鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、電気牧さく設置事業のほか、箱わな、くくりわなの購入、鳥獣捕獲の講習会、シカの一斉捕獲などの事業を実施しております。連絡協議会

と自治体との関係でございますが、実施隊は連絡協議会の構成員となり、被害防止計画に基づく連絡協議会が計画する被害防止施策の実施に積極的に取り組むこととなっております。

以上でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 基本的には理解をいたしました。

私の質疑しようと思った改正案についても既に答弁をいただきましたけれども、ご承知のとおり今国会にこの法律の改正案を提出される予定になっておりまして、今答弁がありましたように、なかなか猟友会の方々が少ないという中でどう実施隊をするかという点で大きな課題もありますので、先ほどご答弁がなかったのですけれども、それらについて実施隊の緩和措置が行われるようでありますけれども、それについてはまだ詳しい情報が無いのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

もう一点は、奈井江町との関係で先ほど砂川の実施隊は砂川市だけと。奈井江は奈井江で実施隊をつくるということでもありますけれども、最後にご答弁ありましたように、昨年砂川と奈井江で広域的に有害鳥獣対策をやるということと連携して行うということになりまして、それに基づいて財政措置もされるということになるわけですけれども、これはそうすると今ご答弁ありましたように、財源措置はそれぞれの市町村に特別交付税で措置されて、ここの協議会に交付されるわけではないのかどうなのか、その辺ちょっと改めて協議会との関連についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 2点ばかりご質問いただきました。

最初に、法の改正案で緩和措置があるのかということなのですが、現在国や道からこの法律の改正案のきちとした正式な通知はまだ来てございません。ただ、いろいろな関係団体といいますが、情報を仕入れた中では技能講習を当分の間免除する特例というものを柱とした狩猟規制の緩和ということで、市町村単位でつくる鳥獣被害対策実施隊の隊員に限定するという、また鳥獣捕獲に従事する実施隊未加入の狩猟者についても一定期間の特例を講じるという、このような改正案が現在まだ政党間で協議をされているというような状況でございます。正式に決まりましたら、道や国のほうから改正案の趣旨等が市町村に流れてくるかと存じます。

それから、2つ目でございますけれども、財政措置の特交の関係につきましては協議会ではなく市町村のほうに交付税が交付されるということでございます。市といたしましては、この実施隊が使われる経費、費用弁償だと報酬なのですから、これらが特交の対象になるという状況でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 この砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会の中でもいろいろ議論も

されておりますけれども、砂川もそうですし、全国的にも全道的にもそうですが、猟友会の方々が高齢化されたり、あるいは新たに猟友会に加わる方がいなくて大変苦労されているという状況もありますので、この際やっぱり改めて市町村としても猟友会の皆さんの協力を得なければこの事業は実施できないわけでありますから、猟友会の育成強化、あるいは猟友会に対する支援対策を一層とっていただいて、そしてこの砂川・奈井江の連絡協議会の中にも砂川の猟友会の方々も加入していただいて、いろんな農家の方と一緒にあって対策を講じているわけなので、そういうことを踏まえると、ぜひ砂川市の猟友会への強化、育成にぜひ力を出していただきたいと思いますし、最後にその辺だけお伺いして終わります。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 高齢化になっている猟友会の方の育成強化ということなのですが、市といたしましても実際に猟友会の方々高齢化されているということで、担い手、いわゆるハンターの育成ということで、今後はここに力を入れていかなければならないということで、そういう新しく猟銃の許可をとる方につきましては助成をするような形で要綱等を定め、また今議会の予算に計上しているところでございます。そのような形で、今後は市といたしましても、高齢化になった猟友会の新しい担い手ハンターの育成ということにも力を入れるような施策を組んでまいりたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、考え方を含めて3点総括質疑をしてみたいと思います。

まず1点目に、今ほどの土田議員の質疑の中でも出ておりましたけれども、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会における鳥獣被害防止計画というものが、平成23年に砂川と奈井江でともにつくられております。その防止計画の中を通しながらお聞きをしたいと思うのですが、鳥獣被害対策実施隊を平成23年度に設置するとなっているのですが、今回の条例の制定については平成24年4月1日からの条例施行となり、設置されていくということになっているのですが、本来23年度中に設置をされるといったことが24年度になってきた理由はどのような形だったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

2点目でございますが、砂川・奈井江広域有害鳥獣被害防止計画の計画期間においては、平成23年度から平成25年度までとなっているわけですが、今回の鳥獣被害対策実施隊の設置期間については条例の中では明文化されておりませんが、この設置期間はどのようにしていくのかについて、2点目お聞かせをいただきたいと思います。

3点目でございますが、現在も有害鳥獣対策として取り組みが行われているところでありますけれども、今回の条例制定において鳥獣被害対策実施隊の設置により取り組みが今までと変わっていくのかどうか、この辺のどのような対応をされていくのかということにつ

いて聞かせていただきたいと思います。

以上、1回目といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 3点ばかりご質問いただきました。順にご説明申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、砂川市と奈井江の協議会の関係で、市で策定しております計画でございますけれども、23年度に設置という計画の内容が今回24年4月1日に条例の施行となった理由でございますけれども、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律では、実施隊は市町村の職員及び被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で構成されることとなっており、平成23年の被害防止計画策定時には市職員だけで実施隊の設置を考えておりました。しかし、市職員だけで実施隊では鳥獣の駆除、捕獲等の業務において猟銃の使用ができないなど実施隊設置の効果が薄いこと、また平成24年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業による電気牧さくの設置補助が、実施隊に民間人を取り入れていることで多く配分される仕組みになったことから、猟友会の会員を含めた実施隊の設置を検討してまいりました。その後北海道猟友会砂川支部との協議、調整や実施隊設置条例の制定、実施隊員を非常勤の職員として報酬を支払うための条例の改正等の手続が必要となり、今回の市議会定例会の提案となったところでございます。

続きまして、2点目の鳥獣被害対策実施隊の設置期間でございます。現在の被害防止計画は、平成23年4月の砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会の設置にあわせ、砂川市と奈井江町が共同で策定したものでございます。現在の被害防止計画の計画期間は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業の事業実施期間に合わせ、平成23年度から平成25年度までの3年間となっておりますが、鳥獣による農産物の被害がなくなる限り、被害防止計画は継続して策定していかなければならないものと考えておりますし、実施隊の設置期間につきましても同様に鳥獣による農産物の被害がなくなるまでと考えております。

3点目でございます。鳥獣被害実施隊の設置により取り組みが変わるのかというご質問でございますが、これまでクマの出没時の対応やシカの交通事故処理等は、農政課職員が砂川警察署及び猟友会の協力を受けて対応してまいりましたが、猟友会会員の方にはボランティアの形で協力していただいております。今回の実施隊の設置により、実施隊員となった猟友会会員には報酬が支払われますし、もしもの事故があった場合にも、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償がされます。今後の取り組みにつきましても空砲による夜間追い払いの実施や農業者がくくりわなにより捕獲したシカのとめ刺し及び処分に係る対応、クマ出没時における迅速な対応が図られるものと考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁をいただいた中で、大体考え方を理解させていただいたところであります。そういった中で強いて言うと、今回の実施隊の仕事自体もいろいろな規制の中で行われていくのかなと思っております、私は。銃の所持の関係もありますし、さらに夜間使用ができないということ、さらには砂川市内であってもいろんな全域ではなくて鳥獣保護の関係の区域もありますので、そういったところの対応があるかなと思ってます。この辺のことの細かいことについては、予算審査特別委員会も控えておりますので、そういった中でまた聞かせていただければというふうに思っておりますので、私の総括はこれで終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） それでは、今お二人の議員さんのほうからありましたので、私は重複しない部分だけお聞きしたいと思います。

今回の条例で、特に第2条の部分では積極的に取り組むことが見込まれるという部分があるのですけれども、例えば猟友会の方についていっても仕事を持ちながらとか、そういう部分もあるわけなのですけれども、なかなかそういう部分では厳しい状況もあると思うのですけれども、今本当に駆除という部分で大変な仕事、今まではボランティアという中でやっていくわけなのですけれども、世間ではいろんな事故も含めてそういう人たちに見る目というのですか、非常に厳しい面があると思うのですけれども、やはりそういった駆除という部分で、大変農家の方が苦しんでいるという状況というものを私たちもわかっていかなければならないなというふうに思っている中で、積極的に取り組むという部分があるのですけれども、この辺のことについて隊員が要するにそろそろというのですか、そういう部分についてかなり厳しい部分があるのではないかと思うのですけれども、この辺のことについてまずお伺いしたいと思います。

それから、業務の内容についてもうたわれているのですけれども、今言ったようなことも含めましていろいろ銃を扱ったりするという部分もあるので、非常に法的な部分とか、例えば夜の時間ももう少し延長していれば、シカなんか学習もすごく最近できているようでもなかなか難しい部分もあるのですけれども、そういう法的にかかわる部分では延長の時間帯とかということも出ているのですけれども、その辺はちょっとどういうふうになっていくのか。

それから、そんな中で年に例えば研修というのですか、そういった部分というのは持たれるのかどうかという部分。それからもう一点は、先ほど処理の部分で砂川市には北海灌漑溝というのがありまして、北海土地改良区の関係もあるのですけれども、こういった部分の土地改良区のほうで分担してそちらのほうで処理されるということになるのか、この点について1回目の質疑をいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 4点ばかりご質問いただきましたので、順にご答弁

申し上げたいと思います。

最初に、猟友会の方々の積極的に取り組む関係でございますけれども、猟友会会員の方々には2名ほど隊員ということで一応お話しさせていただいております。そのほか市の農政課の職員も5名ほど市長が任命しまして、一応7名体制で取り組んでいくという方向で考えてございます。猟友会の皆様には、実施隊の関係につきましては都度協議を重ねさせていただきまして、一応2名ばかりの確保はできているような状況でございます。

それから、2点目の業務の内容の中でそれぞれ取り組む狩猟時間といいますか、時間の夜間の延長の関係のご質問でございますけれども、狩猟できる時間帯につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というのがございまして、日の出前及び日没後においては銃器の使用をした鳥獣の捕獲が禁止されているということでございますので、現実には狩猟できる時間帯が決まっているわけでございます。それから、時間帯の延長の関係でございますけれども、現在北海道では、平成25年度中にエゾシカの対策条例というものの制定を目指しているということで通知が来てございます。鳥獣保護法の改正を現在国に求めておりまして、道条例には猟銃の夜間発砲を普及させる内容が盛り込まれていると聞いてございますが、これらの法改正が行われれば可能ではないかということで考えてございます。

それから、3点目の研修でございます。猟友会の方々の業務に関する研修でございますけれども、猟銃の免許所有者の2名、この方につきましては捕獲技術講習の受講を現在予定しているところでございます。

最後、4点目のかんがい溝等に落ちてそれぞれ処理をする関係でございますけれども、北海灌漑溝に落ちたシカの処分につきましては、水が流れている、通水中というのですか、そのときに落ちたシカというのは大体水死してしまいますので、死んだシカにつきましてはごみとして結構流れていきますので、これは管理している北海土地改良区が処分をするということで、現在多い年では200頭ばかり流れてございますし、平年すると大体150頭ほど流れているということで報告を受けてございます。それから、水が落ちた、大体8月の25日ぐらいに水が落水ということで落ちるのですけれども、この落ちた後にシカが中に入るといってもございます。このときはシカが生きておりますので、こういうシカの処分につきましては、今回設置しました実施隊の方が駆除、それから処分をする予定でございます。

以上、4点ご質問いただいたご答弁でございます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今の答弁でわかりました。

1点だけちょっと追加でお聞きしたいのですけれども、条例の2条の要するにその他市長が必要と認める者という部分です。例えばこれはどのようなことが考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 市長が必要と認める者というのは、経済部農政課農政係の職員を現在予定しているということでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第17号、第14号から第16号まで、第18号から第28号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） おはようございます。私は、ただいま対象となっている議案の2本につきましてお伺いしたいというふうに思っています。

まず、最初には、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の件ですが、これでは乳幼児医療の関係でお伺いしたいのですけれども、今回未就学児まで無料ということで、大きく拡充される内容となっております。そこに至った市長の思いにつきまして、まず最初にお伺いしておきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目であります。議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公営住宅法の一部改正により、第23条関係だと思っておりますが、その第1号の入居者資格である同居親族要件が廃止され、事実上単身の方の入居が可能となったところであります。今回提案説明でもありましたが、現行の入居者資格を継続するため条例の一部の改正案が上程されております。例といたしまして、現在社会問題、それから課題となっている低所得のワーキングプアと呼ばれる方々などの単身者が、公営住宅法等の上位の規定を準用し入居を希望する、そういった事例が発生した場合、今回の砂川市営住宅の管理条例の規定で十分な対応が可能なのか、またその優劣関係がどのようになっているのか、その考え方についてお伺いし、初回の質疑とさせていただきます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から乳幼児等医療費無料化にかかわります未就学児まで無料へと至った思いについてでございますが、子供を産み育てる子育て世代の方々へは少子化に歯どめをかけるため、これまでも国や道、市もさまざまな支援をまいりましたが、少子化の進行はなかなかとまらないのが現状でございます。そのような中、昨年10月には子育て世代の方々との意見交換などもあり、できるだけ子育て世帯全体の支援となるような施策を検討してまいりました。福祉医療費助成につきましては、北海道が実施している北海道医療給付事業と同様の内容とし、北海道と市が医療費の2分の1ずつを負担して実施しておりますが、この制度を継続しながら、未就学児の適正な医

療機会の確保は特に重要であり、子供の命を守る重要な支援になるとの考えから、市独自の拡充策として今後恒常的な支出となるものですが、未就学児の一部負担金を無料化するものであります。

なお、今後においても子供を産み育てる子育て世代への支援策として、乳幼児医療費助成制度の充実は必要であると考えておりますが、恒常的に持続可能な制度となるよう、道へ制度の拡充を要望してまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君（登壇） 私から議案第20号、市営住宅の条例の改正について、単身者が公営住宅法の上位規定を準用し入居を希望する事例が発生した場合、砂川市営住宅管理条例の規定で十分な対応が可能か、またその優劣関係についてご答弁申し上げます。

初めに、公営住宅法の入居者資格要件の基本的な考え方についてご説明いたします。公営住宅は、市場において自力で住宅を確保できない世帯に対し、低廉な家賃で賃貸住宅を供給することを目的としており、入居者となって公的施策・助成の対象となるべき者は住宅に困窮する低額所得者とされ、これを具体的な資格要件として定義づけしているものが、改正前の公営住宅法第23条で定められている同居親族、低額所得、住宅困窮、この3つの資格要件であります。今回の改正で同居親族については廃止となりました。しかし、改正後においても低額所得と住宅困窮については入居者の資格要件として引き続き存続いたします。このうち住宅困窮については、現に住宅に困窮することが明らかであることとされ、同居親族の有無や人数の多寡は、その世帯の住宅困窮度を推しはかる上で基礎的かつ重要な要件であることに変わりはないと考えています。さらに、この同居親族要件をなくした場合、本来公営住宅の供給対象とされてきた同居親族を有する世帯の入居の機会が狭められることとなることなどから必要な要件とし、市営住宅において引き続き継続するものであります。また、法23条、入居者資格の規定においても、公営住宅の入居者は少なくとも次に掲げる要件を具備する者でなければならないと規定されており、法に定める要件は最小限のものであり、法律の趣旨、目的に照らして適切な範囲内において事業主体が要件を加重することが可能とされています。このようなことから、現行の条例においても公営住宅法に定めのない入居者資格として、市町村にかかわる地方税の滞納がない者、暴力団員でないことなどを入居者資格として加えています。ご質問の公営住宅法等の上位規定を準用し入居希望される事例や、公営住宅法と条例の優劣関係については、公営住宅法の趣旨、目的に照らして適切な範囲であり、条例制定権の範囲内であると考えております。

なお、ワーキングプアと呼ばれる方々などの単身者の入居につきましては、公営住宅法の目的であるもの、同居親族世帯の入居を疎外しない範囲内で入居できる住宅を市営住宅単身入居取扱要領に定め、取り扱いを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、ご答弁いただきましたので、順次お伺いしたいなと。また、私の意見もお話していきたいなというふうに思っているのですけれども、議案第16号の関係、子育て世代の方々にとっては、これは非常にいい環境が整備されるものだというふうに私は思っております。そのお考えに至った市長と気持ちが共有、ご迷惑かもしれませんが、私はそういうふうに思っていますので、非常によかったなというふうに思っています。ただいまご答弁をお聞きしてまして、非常に懐かしいといえますか、そんなふうに思っているのです。私平成15年に初めて議員に初当選させていただきましたけれども、その6月の一番初めの議会一般質問で取り上げたのが実はこの問題だったのです。ここに今おられる方でありますと、市長、教育長、監査委員の奥山さんぐらいしかもここにはおられないのかなというふうに思うのですけれども、そのとき緊張して足もがくがく震えてお話ししたのかもしれませんが、生活が苦しい中で子供が病気になってしまうと、ちょっとぐらいの熱であれば前にもらっていた薬を冷蔵庫の中にしまっておいてとりあえず子供に飲ませたり、そうやってしのいでいるのですよというようなお話もさせていただいたのです。9年たちましたけれども、それが何と市長の思いの中で拡充されたということには本当に私うれしい思いでいっぱい。それから、若い世代の方々を代表して感謝もまたしたいなというふうに思っております。先ほど部長のほうからご答弁いただいたのですけれども、それら長い経過の中もありますので、また去年は子育て世代の方々の懇談もそこそこ長い時間行われたみたいな部分もありますので、それらも含めた中で改めまして市長の思いというものをいただけるものであればいただきたいなというふうに思っております。

それから、議案第20号でございます。市営住宅の関係では、私これをお伺いしたいのは単身者を優遇しなさいよということでは全くなくて、今単身者の方々というのも本当に若くても、また年齢がいつても非常に厳しい生活を余儀なくされているというふうに思うのです。上位規定がどうのとか、優劣関係がどうのなんていう質疑もさせていただきましたけれども、いわゆる法の趣旨というのは昭和26年でしょうか、公営住宅法が制定されまして、当時は戦争といいますが、戦災の復興半ばでありまして、住宅の不足が続いていたと。そんな中、民間の住宅市場では単身者向けの賃貸住宅というのは比較的供給量があったと。一方、家族向けといいましょうか、いわゆる世帯向けというのでしょうか、そういった住宅というのは供給が十分とはいえない、そういう状況にあったものですから、同居親族要件というのが制定され、現在の改正までに至っていたわけなのですけれども、今回国のほうもかつての状況といえますか、社会情勢といいましょうか、そういったものから変化してきているのだよねという意味合いの中から、今本当に社会的な問題になっています。派遣村だとか、いろいろありましたけれども、ワーキングプアと呼ばれる方々も非常に厳しい生活をされております。だからといって、私はそういった単身者を優遇する

ことにより、これまでの同居親族要件ありましたけれども、そういった方々を疎外することであってはならないと、それはご答弁いただいたとおりだと私も思っております。私もその思いですから。ですけれども、せっかく法が緩やかにといいたいでしょうか、なったのにもかかわらず、そういった方々を依然として排除する形であってはならないということが私の思いなわけなので、先ほどちょっと聞き取りづらかったのですけれども、新たに独身者というのでしょうか、単身者の方であっても入居できるような取り扱い要件なんかを整備していきたいというようなご答弁、言葉は違いますけれども、だったのかなというふうに思うもので、その辺再度ご答弁いただければというふうに思っています。

以上です。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 乳幼児の無料化の問題で市長にと、市長の思いということでございますので、昨年12月議会で多比良議員の質問の中でお答えしたわけですが、若干重複をしますけれども、思いの一端についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

私が市長に出たときに公約というか、マニフェストといいますが、もともと私は行政出身ですから、選挙用に具体的なものをいろいろ財源も考えずに書くのが本当にいいのだろうかというような疑問を多少持っておりました。というのは、やっぱり行政出身者として財政の内容を熟知していると、下手に選挙のためだけに公約で市をつぶしてはいけないということで、具体的に書いたのは超高齢化社会を目指したときに、1つは福寿園のような低廉な価格で入れる施設、もう一つは橋上駅舎等。やはり砂川の将来を考えたときには、ある程度難しいというのは私も当然知っていましたが、こういうのは将来的にはぜひ砂川には必要になってくるだろうと、そういう思いで具体的に書いたのはその2つで、少子化については少子化等の対策もしますということで、具体的には書き切れなかった。1つには、当時私退職していますので、その積算、額がどのくらいかかるだろうかというのは知り得なかった。また、退職してから市の職員を使ってそれを調べるのは、ちょっとそれは正しいやり方でないだろうということで、具体的なものは書かなくなりました。それで、市長になったわけですが、昨年4月27日に。その中で昨年6月ですが、全国市長会の会議に行きまして、その中で三鷹市長、これ女性の市長なのですが、その方がその中でコメンテーターとして発言をされていた。1つには、少子化対策、三鷹市は結構人口が多くて若い人も多いということで、乳幼児医療、特に就学前、これをするには膨大な経費がかかると。でも、これは国がやらなければならないことを国がやってくれないから、市町村は最低限のセーフティーネットとしてこれをやるのだと。本来は国のほうで何とか手当てをしてくれればという話でございまして、その話に大変興味を持ちまして、それ終わった後三鷹市長に時間を割いていただきまして、その内容についていろいろ話させていただきました。戻ってきてから財政担当とこれやるとどのくらい経費か

かるのだろうか。正直な話、経常経費の増嵩というのはやはり私の経験上、行革をくぐってきているものですから、一度やったものについてはもう下げることにはできないと。一体どこまで可能性があるのだろうか。就学前であると700万円程度の経費で済むと。これを小学校まで拡大すると、ちょっと詳しい数字はもし必要であれば市民部長のほうから答弁してもらいますけれども、3,000万円をたしか超えるというふうに記憶してございますけれども、3,000万円を超えてしまうと3年間で1億。ひょっとしたら、これはかなり経常経費で砂川市は、将来交付税動向にもよりますけれども、恐らく24年度は一般財源総額で交付税は確保されているけれども、25年以降については例の社会保障と税の一体改革の中でどうなっていくかわからないと。交付税も下手したら1億ぐらい落ちるかもしれないと。1億落ちてもうちは耐えていけるだけの方策は長い年月をかけてとってきましたので、吸収はできるだろうとは思っていますけれども、やはり危険性を感じるということで、小学校入る前までなら何とか砂川市でもやれるだろうという判断のもとに決断をしたということで、1つは全国市長会、もう一つは幼稚園就園補助のときに来られたお母さんたちの切なる思い、これらを聞いた中で最低限砂川市でもそこまではやれるだろうという思いで決断をして、もっと早く決断すれば4月から間に合ったのでしょけれども、なかなか私も経常費のほうに気がなございまして、計算したのがちょっとおくれまして、残念ながら4月から実施できず8月ということになりますけれども、何とか子供たちの安心・安全のためにも最低限就学前はやっていきたいと、こういう思いで決断したところでございます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 単身入居の入居ができる住宅の要領の話なのですが、今回法では同居要件を外して、これというのは地方分権一括法で、言ってみれば法で規制しなくて地方の実情に応じて柔軟な対応をできるよというところから、今回公営住宅についても同居要件外されてきたと。法は、今までもそういうことで同居要件つけていたのですが、法で外した分市で必要に応じて制限するのであれば制限しなさいということで、今回従前と同じような形で同居要件を条例で定めてきた。そんな中で単身入居に関しても今までも受けている住宅がありますので、そこについては細かいところを新たに規則のほうでも改正しまして、2条の3で単身入居を認める住宅という規定を設けまして、その単身入居取扱要領というのを別に定めまして、具体的に若年単身であれば今団地が恒常的に空き家になっている東町団地に関して指定していくと。それとあと、高齢者といいますが、老人に関しては一定の面積がありますので、それらについても該当となる団地を指定していくということで、条例・規則に定められない部分を要領で入居できる住宅を指定していくという考えであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

小黒弘議員の総括質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、総括質疑を行います。

まずは、議案第16号、先ほど一ノ瀬議員も質疑されていましたが医療費の無料化、未就学児へ拡大されたという条例の改正の点なのですが、今市長の思いもあわせてお伺いをしましたが、どうやらもう今後はさらなる拡大というのはなさそうご答弁だったのですが、周辺、特に砂川市に隣接するまちまちはほとんど中学校ぐらいまでは無料化というふうになっておりまして、ぜひ砂川市も横並びをしていかないと、定住促進ということもあることでもありますので、子育て支援についてもう少し拡充するというようなお考え、今回なかったのかどうかを改めてお伺いしたいと思います。

続いて、議案の第18号、介護保険条例の一部を改正する条例です。今回の条例改定は保険料率の改定であるのですが、その根拠となるのが私たち議員に案として示されている高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画であるため、計画も含めて質疑をさせていただきます。まず、第1点目は、第4期前計画で見込み量に対して達成率が低いものが結構あるのですが、その理由についてお伺いをいたします。

2点目は、今回の第5期計画期間では実施しないと書かれています地域密着型サービスがあるのですが、24時間巡回サービスなど国が今回の改定で力を入れているサービスが今回しないというものに含まれていると思うのですが、第5期計画で実施しない理由についてお伺いをいたします。

3点目、施設サービスについてなのですが、平成26年、この第5期計画期間中は施設の増床はないというふうに書かれています。たまたま先ほど市長がご自身の選挙公約というか、マニフェストの中で具体的に書かれた2つがあるということの中の福寿園のような施設なのですが、こちらのほうは第1期任期中まではもう行わないというふうに宣言したようなものでありまして、その辺のマニフェストあるいは市長の選挙公約と、今回の高齢者の施設サービスは今後増床がないというようなことについての違いをお伺いをいたしたいのと、あわせて現入所者数が見込み量になっているのです。つまり今福寿園に入っている人の数が将来も見込みの数と同数になっているという、この辺の理由についてお伺いをいたします。

最後、介護保険に関することについては、介護保険料について周辺自治体の保険料の状況をお伺いをいたします。

それから、議案第26、27号についてお伺いをします。こちらは、公民館、体育施設

の指定管理者の指定についてであるのですけれども、公民館及び体育施設の指定管理については特定非営利法人、いわゆるNPO法人ゆうが管理者として提案をされています。同じ指定管理者でありながら、地域交流センターの指定管理とは内容が違うと思っています。3年前に私は同じ質疑を行い、教育委員会は今後改善すると言っておりましたが、改善されたのかどうかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から議案第16号と議案第18号につきまして順次ご答弁をさせていただきだと思います。

まず、議案第16号でございますけれども、医療費の無料化が未就学児からさらに対象者を拡大する可能性があるかということと周辺の状況ということでございます。さらなる拡充を予定して今回実施すると。未就学児だけ実施するということではございません。例えば無料化を小学生まで拡充しますと、1年間の負担額はさらに2,000万円以上ふえるということが予想されておりますので、今後においても子育てを、産み育てる子育て世代への支援策として、乳幼児医療費助成制度の充実が必要であるというふうに考えておりますので、恒常的に持続可能な制度となるよう、北海道に対しては北海道医療給付事業の拡充を要望するとともに、道内各都市における拡充の内容と動向を調査しながら、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、周辺の状況でございますが、特に一番近い滝川市につきましてはこの4月から砂川と同じ未就学児の無料ということでありまして、新聞報道によりますと赤平市さん、歌志内市さんは中学生以下というところまで拡充をしているようでありましてけれども、基本的な考え方としては今申し上げましたとおり北海道に要望しながら、さらに他市町の動向も調査をさせていただきたいということでございます。

それから、続きまして議案第18号の関係何点かご質問あったかと思いますが、まず未執行の部分についてでございますけれども、給付実績で見込み量を下回った主な介護サービスは、居宅サービスの訪問介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護がでございます。訪問介護につきましては、第4期計画の22年度における1週間の利用回数の見込み量250.3回に対し実績が151.9回、また1カ月の利用者数の見込み量71.9人に対し実績が51.1人であり、達成率はそれぞれ60.7%、71.1%となっております。見込み量を下回った主な要因といたしましては、利用者や家族の事情などにより利用を控えたり、通所介護、その他の介護サービスに振りかえるケースがあるなどが考えられるところでございます。また、短期入所療養介護につきましては、いわゆるショートステイと呼ばれる介護サービスであります。看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練等のため短期間老健施設及び療養型病院に入所させ、療養生活の質の向上と家族の負担を軽減することを図るものであり、第4期計画の22年度における1カ月の利用

日数の見込み量72.5日に対し、実績が26.3日、また1カ月の利用者数の見込み量8.3人に対し実績が4.9人であり、達成率はそれぞれ36.3%、59.0%となっております。主な要因といたしまして、在宅で医療の必要性のある方の利用が見込み量を下回ったことなどが考えられます。また、特定施設入居者生活介護につきましては、第4期計画の22年度における1カ月の利用者数の見込み量50人に対し実績が29.8人であり、達成率は59.6%となっております。この特定施設入居者生活介護につきましては、第4期計画期間中に整備された有料老人ホームねんりん館が該当いたしますが、入居者数が見込み量を下回ったことが主な要因と考えられます。

次に、2点目でありますが、国の計画にあるもので砂川市計画にないものにつきましてでございますけれども、平成24年4月から新たに創設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護があります。このサービスは、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間訪問介護と訪問看護を一体的、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う介護サービスであります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供するサービスにつきましては、現在既存の訪問介護、訪問看護を行う事業所が利用者のニーズに応じてそれぞれが24時間対応しているサービスもあることから、5期期間中では実施しないこととしておりますが、今後も訪問介護と訪問看護が連携することによるサービスの需要や、在宅生活を進める上での効果などについて検討を行うこととしております。このほか第5期計画の中で砂川市が事業所の指定を行わない地域密着型サービスは、夜間対応型訪問介護、介護予防を含む小規模多機能型居住介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスがあり、これらのサービスにつきましては、それぞれ既存の事業所や他の施設がその役割を担っていることから、事業所の指定をしないこととしております。

次に、3点目になりますけれども、施設サービスの関係で、福寿園の増床にかかわる部分でございますが、増床につきましては、今回の計画におきましてはグループホームのみ18床の整備を行うということにしておりまして、こちらのことにつきましては高齢化社会の進行により全国的に認知症高齢者が増加傾向にある中、砂川市の要介護認定者及び要介護認定者に占める認知症高齢者の割合も増加しており、今後においてもグループホームの利用者の増加が見込まれることから、第5期計画において増設を盛り込んだところでございます。介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム福寿園につきましては、昨年6月30日現在の市内待機者のうち在宅で入所可能な方が6名と判断されたことから、早急に増設を行わなければならない状況ではないと判断し、5期計画中には整備を見込んでおりませんが、引き続き入所待機者の状態などを注視しつつ、整備の必要性などを考慮し、次期計画に向けて検討を行うこととしております。

続きまして、介護保険料の関係のご答弁をさせていただきたいと思いますが、介護保険料の算定につきましては、平成21年度から23年度までの3年間の介護保険被保険者数、

要介護認定者数、介護サービス利用者数を推計し、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費及び施設介護サービス費等を見込み、これを基礎数値として介護保険料を算定したところであります。第5期期間中における介護保険料は、北海道から交付される財政安定化基金交付金を活用するとともに、介護給付費準備基金を取り崩し、第5期期間中の保険給付費を見込みながら、介護保険料の上昇を可能な限り抑制したところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、新聞報道ではございますけれども、滝川市の基準額は月額で4,460円であり、第4期から885円の引き上げとなっております。また、空知各市の状況につきましては、こちらはそれぞれ議会開催中ということでございますので、暫定値ということで参考でお話をさせていただきたいと思いますが、空知10市の中では引き下げが1市、据え置きが1市となっておりますので、砂川市を含む8市が引き上げという状況を想定をしております。

他市町村の状況で1つ加えさせていただきまして、基準額でございますけれども、全道35市では平均4,442円、空知10市では4,501円という状況になってございます。

答弁漏れ等ございましたら、後ほどまたご質問いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 福寿園の関係について私のほうからご答弁を申し上げます。

私は、事務方でないものですから、大きなくりでどういう形がいいのだろうかというふうに常々考えてございまして、例えば特別養護老人ホームのように低廉な料金で入れる施設、これをどうしていったらいいのだろうか。1つには、避けられない超高齢化社会がやってくる。でも、小黒議員ご承知のとおり施設介護をすると介護保険料に大きく影響してくる。それでも、将来的には絶対間違いなく今の100床では足りなくなる。いわゆる在宅介護と施設介護、この接点をどこに求めていったらいいのだろうか。介護保険料を気にすれば在宅介護でいきなさいと。しかし、本当に在宅介護でみんながやっていけるのだろうか。私の考えというのは、できるだけ地域、家族の中で在宅介護をしてくださいと。国の方向もそうになっている。介護保険料の絡みもある。でも、そこで耐えられなくなった人をどうするか。これは、介護サービスの一つであるグループホーム、これを活用して何とかやっていこうと。しかし、グループホームの中でもやれない人が出てくる。そこは、最後は施設介護に持っていかなければできないだろうと、こういう流れの中で考えてございまして、大変難しい問題ですけれども、昨年私は市内の待機者は40名と、選挙に出る前ですか、いう数字は聞いてございましたけれども、中身聞くと実際に緊急性を要するのは8名という話でしたけれども、今お聞きしますと6名ということでございまして、6名だからいいのだという考えは持ってございませぬけれども、やはり介護保険料と、そ

れから福寿園の場合はスタッフの問題がどうしても人材が不足でやり切れないという問題もあわせながら、何とかこれを将来的にはやっていかなければならない時代が間違いなく来ると、そういう思いで考えてございますので、家族介護、それからグループホーム、施設介護、この段階を踏みながら何とかやっていければなというのが私の考えでございます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから議案第26号、27号の公民館及び体育施設の指定管理者の指定に関するご質問についてご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、公民館及び体育施設と地域交流センターにおいて指定管理者が担う業務につきましては、現行の条例上、公民館と体育施設は施設の使用申請等の受け付け事務を初め、保守点検及び維持管理並びに環境保全などの業務のほか、施設の管理事務のうち軽易な事務を担っていただく規定となっており、協定書により経営上のリスクを回避するため、業務に係る費用につきましては年度末において精算する方式を採用しております。これに対し地域交流センターは、施設の使用許可及び利用料金の收受を初め、維持及び管理運営並びに世代間交流や芸術文化事業の企画及び実施業務など、施設全般の業務を担っていただく規定になっており、業務に係る費用につきましては市が一定のルールを持って算出した費用と、指定管理者の自助努力により施設の利活用等を促進する中で生じる収入をもって自主運営、自主管理を行っていただく方式を採用しており、両施設の指定管理者業務は大きく異なっているところでございます。これら施設間の指定管理者業務の違いを是正し、地域交流センターと同様に指定管理者の自助努力により施設の自主運営、自主管理を行っていただき、行政との協働により体育施設等を拠点に市民のニーズに沿った自主事業展開を図り、利活用を促進し、いつでもだれもが気軽にスポーツ等に親しむことができる環境を整える方式に移行するためには、単に条例を改正するだけではなく、指定管理者を初め施設利用者や関係する団体等と協議を行い、現状においてどのような問題や課題があるのかを把握し、進むべき方向性を見出し、行政が果たすべき役割、指定管理者が果たす役割などを明確にして、双方が共通理解を図り、施設の運営管理にかかわる具体的な計画づくりを進め、行政との信頼関係をもとに自助努力により施設の自主運営、自主管理をしていただくことが必要であると認識してございます。これらの取り組みを進めていくためには、地域交流センター開設までの経緯と同様に、多くの人の理解や惜しみない協力と熱意がなければ実現することはできないものであり、具体的な計画づくりを進めるためには解決しなければならない課題も多く、一つ一つ解決を図っていくには多くの時間が必要となるところであります。このことから、議員ご指摘のとおり、本議会に提出しております公民館及び体育施設の指定管理者の指定につきましては、従来と同様現行条例に基づく更新であり、平成21年3月定例会において施設の利活用を含め、施設の管理運営の諸課題について教育委員会が責任を持って検討する旨のご答弁を申し上げました点につきましては、現時点で実現するに至っていないところでございます。この点につきまし

では、大変申しわけなく思っているところでございますが、昨年9月よりNPO法人ゆうとの指定管理者更新にかかわる協議を進める中で、過去3年間の指定管理者業務を通じて明確になった課題を含めて、今後の指定管理者期間において、行政との信頼関係をもとに公民館及び体育施設の目指すべき方向性を見出し、それらを実現するために必要となる具体的な取り組みについて協力していただくことが、2月27日に開催されました理事会において了承されたところでございます。教育委員会といたしましては、指定管理者を初め多くの市民の皆さんとの協働により、子供から高齢者までだれもがスポーツや学びに親しむことができるよう、市民ニーズに合った機会や場の充実に向け、今後も引き続きこれらの取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず最初に、乳幼児の医療の関係なのですけれども、市民部長のお答えでもあった、滝川市とほぼ横並びというような状況だということらしいのですけれども、とにかく周辺は大体中学校ぐらいまでは医療費無料化しております。赤平、それからどこおっしゃいましたか、そちらのほうも今後、今議会でなのでしょう。そういうふうにするというようなお話も市民部長から話がありました。いつも市長がこの関係でお話されるときに若いお母さん方との話し合いという中が出てくるのですけれども、私もたまたまそこに居合わせておまして、そもそもが幼稚園の就園補助の関係で陳情に行ったあの場面なのです。それで、市長がとても印象に残ってこの動きになられた一つだと思うのですけれども、ある違うまちからここに来たお母さんが、ほかのまちでは子供の医療代はただだったのに砂川は違うのだと。最終的に家建てて住むときには、せっかくなら子供の医療費ただのところに行きたいねと、引っ越ししようかと思っているのだという話がありました。そのときの話が市長はとても印象に残られて、今回のこういう形になっているのかなというふう思うのですけれども、子育て支援というのは、いわばもう今は定住促進させるということにおいての非常に大きな施策の一つだと思うのです。ところが、今までから比べれば未就学児まで無料になったということは前進だと思うのです。ただ、今の部長、市長の答弁でいくと、今後は国や道の補助の上乗せがない限りはしないというようなご答弁だったのです。これが一過程でもうちょっと現状を見ながら今後さらにというお答えなら、僕はこれはあえて質問しなかったと思うのですが、今自治体間同士のまさに人口の奪い合いなのです。ところが、砂川市、先ほど言ったように幼稚園の就園奨励費は他のまちとは全く違う低い奨励費補助です。こちらのほうは、市長は陳情に答えて、やりませんとはっきり答えられています。この乳幼児の関係もこの周辺市町とは確実に差が広がってしまっているのです。若い家族がどこのまちに家を建ててしっかりと暮らそうかと思ったときにまず感じることは、子育て支援どこまで充実しているのだろうと。これが比較するところ遠いところなら、もう仕方がないとあきらめてくれると思うのですけれども、隣のまちと砂川市が差がある以上は、真剣にこれから収入も減ってきていますから、考えていく

のだろうというふうに思うのです。そういう意味からすれば、やっぱりこれが一つの経過であって、今後伸ばしていくというようなお考えというのはないのかどうかを改めてお伺いしたいと思います。

それから、介護の関係なのですけれども、実は4期のときの代表的なのはホームヘルプのサービスだったり60%ぐらいしか達成されていないということ、それから30%、50%、それぞれいろんな理由があるのですけれども、ただ前回とても保険料が上がったのです。一気に上がったのです。その上がり方と当然見込みを考えた上でこのサービスが幾らかかるかという計算をしながら保険料を算出しているはずなので、そこが余り達成率とずれていくと、実は前回の保険料は高過ぎたのではないかという思いを私はするのです。そんなびったりびったりいくわけではないのですけれども、でもここでかなりずれてくるとすると、本当にしっかりと把握しながら保険料率あるいは介護保険のサービスの見込み量を検討したのかどうかということになってくるのですが、そういうことではなくて達成ができなかった部分というのは、もうちょっと詳しい原因というのをお話しただければと思っています。

それから、先ほどの市長の施設、特別養護老人ホーム、つまり福寿園ということについてのご答弁と、それから市民部長がお答えになった第5期では実施しない地域密着型サービスというのは密接な関連があるので、あわせてちょっとお伺いをするのですけれども、先ほど市長は緊急性を要するのは6人ぐらいなのだというお話だったのですよね、つまり福寿園のような施設に入ることについてですけれども。実は、福寿園の待機者の状況というのは市内、市外含めて71人いて、それから市内でも在宅の人は12人、それから病院が15人、老健が14人とか、いろいろあるわけですが、緊急性を要するか、要しないかということなのです。福寿園を待機しようとする人は、考えようによってはみんな緊急性を要しているのだろうというふうに私は思います。仮に同居している人がいるから緊急性がないと本当に判断できるのかどうかという細かい点まで入っていかざるを得ないのですけれども、ただ、今そこはお伺いをしません。ただ、市長は市長になられる前に大きな公約の一つとして、福寿園を何とか自分のこの4年の中で建てたいということで市長になられた方なので、私はこの介護計画の中で実は、果たして今の福寿園100床ですけれども、100床が必要かどうかって問題は別です。例えば50床ふやしたら介護保険料って幾らぐらいになってしまうのだろうとか、そういうことというのはやっぱり試算なり計画の段階で話し合いが出なければいけないと思うのです。だって我がまちのトップが施設をつくるということについては、私は公約としてやるのだと言ったことなので、そういう意味でいけば出ているのだろうというようなお話が今あったので、出ているのならばぜひ教えていただきたいとは思いますが、ただこの3年の中で施設の増床がない。グループホームはあるということでしたけれども、こちらのほうは認知症に限られているということなので、これまたちょっと状況が違っているのだなというふうには

思うのです。とにかく市内には、老老介護の方々が本当に今たくさんです。これから一体どうなっていくのだろうということを本当に皆さん心配していて、できれば年とったながらも夫婦お互いに協力しあって在宅でやっていきたいと。でも、もう限界ぎりぎりという人の家庭、本当何件も私は見えています。そういうときに町内で幾ら頑張れといったって頑張れないという状況、本当にぎりぎりのところまで来ていると私は思っているのですけれども。ただ今回そういう意味では施設介護を在宅でも何とかもうちょっと頑張ってもらうための国が今示している地域密着型サービスという点なのです。ところが、こちらのほうは先ほど部長おっしゃったように、今回の第5期の計画期間の中では実施しないという地域密着型サービスがほとんどそこに組み込まれているのです。施設はできない。それにかわるようなぎりぎりの人たちを何とか介護保険でサービスしようとする地域密着型のサービスは今回やらない。こうなってくると、本当にこれから砂川市で高齢者が暮らしていく上で安心した計画が今立てられて、そして安心した施策がこれからつくられていくのかどうかということがとても不安になってくるわけで、この辺のところを今の状況の中でしっかり安心して高齢者の皆さん、砂川で暮らしてくださいというふうに言えるのかどうか、ぜひ伺いをしたいと思います。

例えば保険料がこうなるのだけれども、こうなったらどうなのでしょうという問いかけて今回一つもないのです、実は。普通はもっとこの計画って早くできていて、市民のご意見を聞くという期間があるのです。もちろん議会の中でももう少し案が早く提示されていれば、委員会の中でいろんなお話が聞けるはずなのです。ところが、今回はそういうパブリックコメントというのですけれども、この計画に関しては全くなくてこの日を迎えてしまっているということになっていますよね。この辺何でこんなによそのまちとは違うのでしょうか。もっと早くこの段階がわかっていたら、例えば施設つくったら、あと何千円もなのかどうかわかりませんが、こんなに変わるのだということが示された上で、そこまで上がるなら耐えられないねと、もうちょっと施設我慢して何とかグループホームや介護保険のサービスぎりぎりのところでやってもらうしかないねという理解が出てくると思うのですけれども、どうも今回はそういう手順というのがおくれおくれできてしまったのではないかなと実は思っています。その理由もお話しいただければと思っています。

それから、今回の質問の最後の公民館と体育施設の指定管理者の関係なのですけれども、3年前に私言いました。質問しましたけれども、そこについては改善されていませんと、次長が申しわけないという言葉も添えてお話をいただいたのですけれども、本当にちょっと変なのです。これ早くやっぱり解決するべきかなというふうに思っている点が3点ぐらいあるのですけれども、そもそもは公民館、それから体育施設の指定管理者というのはゆるゆるの指定管理者と事情が違うということは私もよくわかっています。それは、財団法人の生涯学習振興協会が解散して、それを引き継ぐという形のと、それから地域交流センターゆるゆるの場合は自分たちでとにかく自主運営をして、企画も考えて、もしお金が余ったらば

ある程度の自主運営の中でも回していけるという、これ全く違う。ただ、本来指定管理者というのはそういうことだと思うのです。地域交流センターみたいなことが民間に任せるといことなのだろうというふうに思うのですけれども、ところが先ほど次長もおっしゃっていたのですけれども、この同じNPO法人ゆうという指定管理者がやっっているながら、この体育施設と公民館のほうは、例えばさっき言ったように会計処理がまず違うのです。同じ会社の中で会計処理を変えてしまっていて事業をやっているのです。そこの一番まず大きなのは、さっき言ったような今回の公民館、体育館の施設の関係の部署については生産性なのです。ここでは、例えばそこの職員が幾ら頑張ってもこれどうにもならない。最後はプラ・マイ・ゼロで戻すというやり方です。先ほども地域交流センターはそうではないということを言いましたよね。これは、やっぱり整理をしなかったらば変だと思うのです。二重構造ができてしまっているということですよ。

それから、もうちょっと大きな問題は、指定管理者の職員の中で雇用条件が違ってしまっているということです。前の生涯学習振興協会がそうならそれでいいのです。ただ、今はNPO法人ゆうという指定管理者の中で、同じ職員がこの公民館、体育施設の人たちだけは一年一年の契約での雇用なのです。地域交流センターの職員はそうではありません。同じ職員で雇用状況が違っている、雇用環境が違っているというのは、これはまずいです。これも直されないまま、このまま協定を結んでいくのかどうかということなのですけれども。それからもう一点ですけれども、体育館に行くのとわかるのですけれども、指定管理者の職員の人とスポーツ振興課という市の職員がいるのです。彼らは彼らなりに立場を分けようと思っているのかもしれませんが、市の職員とはパーテーションか何かで分かれています。私は、スポーツ振興課というのがこれから一体どういう役割をしていくのかというのちょっとわからないのですけれども、なぜ体育館に指定管理者の職員がいて、市の正職員がいなければいけないのかというのがまずわからないことなのです。これも3年前に同じように話をしました。でも、この3年後も同じことが続いています。一緒にいると何が一番悪いかというと、今回の予算を見ると体育施設の市の職員の人件費、職員費は3人で1,800万です。1人平均約600万円です。ところが、指定管理者の職員は1カ月15万1,000円です。年収にして180万円です。私からすると、ほぼ同じような仕事をしている人たちのように見えます。ところが、片や平均600万円の年収、片や180万円の年収、職員1人で3人軽く雇ってしまうというお金しかもらっていない、こういう状況が今あの体育館の事務室の中ではっきり見られるのです。市長、僕はこの指定管理者って一体何なのだろうというふうにこういう状況を見ると思うのです。以前指定管理者というのは、民間の知恵を働かせてもらって、サービスをよくして、しかも少し安くやってもらえる、こういうことがまさに指定管理者だったと思うのですけれども、これでは働く人たちの官民格差をしっかりと示してしまっているような今の体育館の状況ではないかというふうに思うのですけれども、私は今こういうことも含めて、やはり早期にこの

辺のことを改善されるということが市民のやる気にもつながっていくと思いますし、絶対やっていかなければならないことだというふうに思っているのですけれども、その辺はどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。
午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 それでは、私のほうから乳幼児の関係と福寿園の関係についてご答弁をさせていただきますし、細部については市民部長のほうから答えさせます。

まず、乳幼児の関係の中学生までの拡大の関係でございます。これいわゆる就学前を実施している団体どのくらいあるのかということになりますと、北海道の場合ですと35市中現段階では6市ということで、就学前だけやっているところ、それは旭川、帯広、岩見沢、士別、深川、北斗と。ここに滝川、砂川、赤平、歌志内ですか、そして特に歌志内、赤平についてはこれからですけれども、中学生までやるという状況で、圧倒的にやらない、やっていないという市も、道の状況と合わせているということも結構あるという状況にございまして、先ほど一ノ瀬さんのときにもお答えしたのですけれども、やっぱり経常経費がどれくらいになるかというのは交付税の絡みも出てきますから、今初めて就学前を実施するわけにございまして、これも年間トータルで見ますと700万円ほどかかるという状況と国の財政状況、いわゆる交付税の動きを見ながら判断していかないとならないというのもございますので、今やるとかやらないとかというご答弁を申し上げるのはちょっと難しいかなというふうに私は正直に思っているところでございます。

それと、福寿園の関係でございます。一部訂正していただきたいのは、緊急性がないということをお申し上げましたけれども、40名の待機者が8名、そして実際今6名ということで、その数の問題で緊急性と言いましたけれども、ちょっと表現として不適切だというふうに私も感じておりますので、これは訂正させていただきたいなというふうに思っております。

それで、福寿園につきましては私の選挙公約でございますけれども、選挙のときから実態は聞いてございましたので、人材が本当に足りるのだろうかという話も聞いてございましたから、選挙期間中もこれは受け皿の問題もあるから、非常に難しい問題ですけれどもというのは常々私は申し上げてきました。ですから、6月の執行方針の中でも質疑の中で50床ほど予定してはおりますけれども、これはいわゆる人材がなかなか確保できないという

問題もあるから、1期でできるものとできないものがあるというふうには私は明確にご答弁をしたつもりでございます。まずは、その前に要望の多いグループホームを優先してやるべきだろうと。ですから、悩むのはやっぱり施設介護、在宅介護、グループホーム、介護サービスの一つでありますけれども、この兼ね合いをきちっといわゆる審議会の委員さんの中にもそれらの論議をしていただいて、道筋を立てていかなければならないだろうなというのが私の正直な気持ちでございます。違うことを言ったりとか何かしたことは一切ございませんし、私は自分でぶれているつもりもございませんので、その辺は小黒議員も十分に理解をしていただきたいなというふうに思っております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから議案第18号の関係についてお話をさせていただきます。

まず、前段先ほどちょっとご答弁漏れがございまして、大変申しわけありません。施設の利用見込み者数であります。なぜ同数なのかということでございますが、これ圏域でつくっている施設の数が決まっておりますので、この施設に合わせた人数ということで、北海道のほうからヒアリングのときにその人数の現状の見込みを記入しなさいということでの指示を受けておりますので、同じ人数ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、議案第18号の中の見込み量の検討は達成できなかったのは当初の4期で、それは大きな金額だったのではないかと、あるいは大きな見込みだったのではないかとということでございますけれども、確かに給付を策定する場合には介護サービスにおいて少しといたしますか、見込みの中ではやはりその需要を少し多く見込むと。もし少ないような状況であればすぐに施設をつくったり、そういう対応はできませんので、ですから少し大きく見るという傾向はございますけれども、ただ結果としてこの見込み量が下がったという部分もありますけれども、介護サービスの中では100%を超えているというサービス料も幾つかございますので、やはり結果としてそういう増減が出てきたということが1つと、それからこちらは平成23年度でございますけれども、この要介護認定者、この見込みが1,049人であったのですけれども、実際には認定者が943人とどまったということで、これ単年度1年で100名落ちているということでございますので、これは介護予防の効果が出たということも考えられますし、実際にそこまで要介護の認定まで至らなかった方が多くいたということもありますので、そうしますと介護サービスのほうは必然的に少し下がってくるということも考えられますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、地域密着型サービスの中で実際に利用しないものの理由ということでございましたけれども、こちらのほうは例えば夜間対応型の訪問介護ですとか、地域密着型で砂川市が事業所を指定しなくても実際には訪問介護ということで、使われる方においては2

4時間の対応が可能だという部分の事業所がございますので、砂川市がその事業所を指定をしなくてもいいという部分が1つございます。それから、例えば地域密着型特定施設入居者生活介護、これ特別養護老人ホームでございますが、それから地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは有料老人ホームでありますけれども、これは砂川市が事業指定をするのは29人以下ということになっておりますので、この29人以下の施設を指定しなくても、現在それを越えた定員数の施設が存在しているということでもありますので、実際上これを指定する必要はないという部分もございます。

それから、先ほどもお話ありましたけれども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護におきましては、これ24時間の訪問介護と24時間の訪問看護を一体的に運営すると。つまりこれが必要ですということで被保険者から連絡が入りますと、それを一元的に管理するところがありまして、訪問介護なのか、訪問看護なのか、そちらに割り振るということでございますが、今訪問介護事業者、それから訪問看護ステーション、それぞれ24時間定期巡回においても随時緊急性のあるものについては対応をさせていただいております。ですから、これが介護と看護を一緒にやるという部分についてはもう少し検討させていただきながら、現実的にはそういう対応もさせていただいておりますけれども、ただ訪問介護のほうにつきましてはそういう対応はしておりますけれども、需要がなくて今実際に行っている方はほとんどおりません。それから、随時緊急性ある訪問介護についてもほとんどそういう連絡がないというような状況もございますので、この辺はまた十分加味をしながら検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ですから地域密着型の中でも砂川市が事業所として認定をしなくても、今の砂川市の介護サービスの中で十分対応できるものもありますし、必要なものについてはこれからも検討させていただきたいということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、市民のパブリックコメント、これをどうして行わなかったかということでございますけれども、この計画の策定に当たりましては砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会設置要綱に基づきまして、この協議会を開催しているところであります。この協議会におきましては、合計4回開催をさせておりますけれども、あわせて協議会の中でその協議会委員の方々に、市民のご意見も十分に吸い上げてこの協議会に反映をさせていただきたいということで、これは協議会の中で特に協議会の委員さんの方にお問い合わせをさせていただいているという部分が1つございます。それから、今現在サービスを受けられている方、それからサービスを受けようとしている方、その相談業務を主に行っております地域包括支援センター、こちらとは何回も協議をさせていただいておりますし、またケアマネジャーからも必要な介護サービスについては十分協議をしながら進めさせていただいているということでございますので、この計画においても被保険者が利用しやすい計画になるように十分配慮をさせてもらいながらつくらせていただいているということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 私の最初の答弁で一部答弁漏れがございましたので、再度申し上げます。

いわゆる未就学児等、未就学児無料化以上に拡大する自治体が6団体ほどございまして、それは函館市、帯広市、士別市、千歳市、深川市、北斗市については小学生の通院または中学生の入院、北斗市は小中高入通院無料という団体も6団体ございます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 私のほうから議案第26号、27号に関連する再質問で3点ほどご質問があったと思います。一つ一つご答弁をさせていただきたいと思います。

体育施設及び公民館の指定管理者につきましては、議員さんもお質問の中でございましたとおり、平成21年に従来生涯学習振興協会が担っていた業務を、NPO法人ゆうに生涯学習振興協会が担っていた業務内容と同じような形で引き受けていただいた経過がございます。その時点でやはり同じような形で受け継いだというのは、交流センターにつきましてはその当時21年ということで、交流センター開設以来間もないという中で生涯学習振興協会が解散せざるを得ないといった状況の中で、文化だけでなく体育もと。そして、公民館もというようなことで、そういった事業についてご理解をいただいて、当座生涯学習振興協会が担っていた業務をそのまま引き継ぐような形で現在に至っているところでございます。その中で今回議案として提出させていただいております指定管理者の更新に当たりましては、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、昨年9月以来そういった法人が過去3年間の中で担ってきた中で、課題もいろいろお聞きをした中で話し合いを進めさせていただいております。そういった中で先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、2月27日の理事会におきまして了解をいただきまして、課題の部分につきましては議員さんもお指摘のとおり会計上の問題、さらには職員の雇用環境の問題、それから将来的な部分につきましては、今後どういった形で業務を進めていくのかなどなど、それぞれご了解をいただきまして、今後3年間の中でそういった諸課題について話し合いを進めて、将来的には自助努力によって施設の自主運営、自主管理を行っていただくと。いわゆる交流センターと同じような形を目指して、行政と法人との間でしっかり話し合いを進めていこうという形になってございます。会計処理の部分につきましては、今現在生産性をとっているという部分につきましては、やはり経営上のリスクを回避するといった意味合いにおきまして、これにつきましても、それぞれ法人の指定管理者の自助努力によってそういう効果を高めるというような方向性は出ておりますけれども、現状の中ではそういった部分が明確になっておりませんので、当座そういった生産性をとということでございます。

また、職員間の雇用環境、こういった改善という部分の中では、議員さんもお指摘のとおり交流センターと、それと体育施設、公民館の管理の職員の賃金格差、こういった部分もでございます。これらにつきましては、今回昨年9月から話し合いをさせていただく中で、

体育施設、公民館の事務局職員の関係については、これは将来的な方向を見定めて、それから必要な職員の部分については補充をしたり、そういった見直しをする関係もございません。そういった部分も含めて当座次期指定管理者期間中については、職員3人については通年の雇用形態に改善をしたいというようなことのお話がございます、そういった方向で双方で合意に至っているところがございますし、また賃金の部分につきましては、これ従来から他の公共施設も含めて業務内容等も含めて市の単価を採用しておりまして、今回市のほうでも単価の改善が行われておりますので、新年度につきましてはそういった部分についても改善を図ったところがございます。ただ、将来的にはやはりこういったものも大きな課題となっておりますので、将来像が見えた段階で当然そういう必要なノウハウを持った職員、そういった部分も必要になってくると思います。そういった必要な体制をどうあるべきかという部分のところについても議論をしていく中で、対応の部分について法人ともしっかり協議をさせていただきたいということで考えてございます。

また、3点目に質問のございましたスポーツ振興課と法人の職員とが施設の中で混在しているのではないかというようなご指摘でございますけれども、これらにつきましても今現在はスポーツ振興課職員と法人と連携をとりながら、市のスポーツ振興を図る観点でいろいろ協力をしながら事業展開を図っているというようなことございまして、先ほども申し上げましたけれども、将来的には自主運営、自主管理ということで交流センターと同じような形を目指していこうということで考えてございますけれども、これらにつきましてもやはり行政のほうから一方的にこういうような形にということにはならないと。いずれにいたしましても、今後3年間の中で行政としても法人との信頼関係をもとにしっかりと話し合いを進めて、一定の方向性を出してまいりたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、最後の3回目の質疑になるのですけれども、随分市長も細かいところの数字をお話しただいて、ほかほとんど市としてはやっていないのでというようなお話だったと思うのですけれども、つまりもうこれ以上は拡大はしないということをお市の少なさということを引き合いに出してただ言われただけであって、私がもともとお答えがいただきたかった今後どうするのというようなことについては、市長の思いは私には残念ながら伝わらなかったというふうに思っています。それは、市長がそういうふうに思っているのであれば仕方がないことだと思うのですけれども、ただやはり周りの、うちのこのまちというのが全道の市と比べてどうかという問題のもう一つに、近隣の市町との、そしてこの格差というか、差というものを市長はどういうふうに考えて今後どうしていこうとするのか。つまり子育てに向けての思いというのですか、何か事務的っぽいお答えで、次の福寿園の関係、介護全体のことでもそうなのですけれども、言葉がぶれているとかぶれていないとかと、今もうそんな市長になって1年近くになるという方の答え

ではなくて、高齢者の介護の関係にはこういうふうを考えているのだけれども、今はこうなのだと、そういう答弁をぜひいただきたいなと私は思います。本当に細々したことは部長、課長といるわけですから、どうもこのまちに子育てをするにも、あるいは高齢者が住んでいくにもこの市長に任せておいたら今はちょっとあれだけれども、そのうちちゃんとやってくれるだろうという発信というか、ぜひそんなふうな言葉がほしいなというふうに私は思っております。

それで、指定管理者の関係なのですが、教育委員会としてはこのままではまずいということとは3年前から思っていて、今後のまた3年の中で改善していこうという、随分長いスパンで考えられているようなのですけれども、それはまずいだろうと思うのです。改善するものは改善すればいいのです。基本的なものとしては、自主運営をしてほしい、企画から。市長も含めてそうですけれども、今の地域交流センターの指定管理者はとてすばらしいと、こう言っているわけですよ。では、体育館とか公民館が同じようなことがやればもっといいわけで、そういうふうに目指すのが民と官との協働ということだと私は思うのです。実は、そうなのだと思いますが、この3年間ちょっとだめだったし、今回の指定するときも同じ状況でまた指定をせざるを得ないという、こういう状況になっているのだと思うのです。さっきも言いましたけれども、少なくとも一つのNPO法人が違う会計を持っているということは、逆に教育委員会のほうがこれはまずいと言わなければいけないような内容だと思うのです。職員の状況も同じです。同じ会社の中で同じ立場の人が片一方は1年契約でやっていく、片一方はずっとそのままにいるという、こういう状況が今現在生まれていて、会計も入場料から何もかにも使用料から全部その中でやれる。もしもここで職員が頑張ってお客さんふやせば給料にはね返ってくるかもしれないというやり方と何ぼ頑張っても、例えば体育館が自分たちの企画でたくさん人が来てくれて使用料がふえたとしても、あなた、これこのままねと、ゼロ決算というものですけれども。私あそこの体育館へ行って、自動販売機の多いことに実は驚いたのです。パンも売っているし、それからカップラーメンも売っているのです。何でと言うと、体育館というのは長い時間いる人が多いので、こういうふうになっているし、なかなか売れるのだと。その自動販売機で売れたお金どうなっているのと聞けば、市に戻すのですと、こういう話なのです。これ交流センターゆうでそういうことしていますか。この市役所の自動販売機はどこに行くのですか。公民館の自動販売機はと考えたら、この体育館だけ売り上げは市に戻っていくのです。何でこういうことするのかなと思うのです。ただ、指定管理者のこの人たち、とにかく体育館人いっぱい来てもらうためにいろんな努力をしよう。幾らかでも売り上げ伸ばすために自動販売機の種類ふやして皆さんに買ってもらって、こういう努力をするわけです。でも、努力の結果は全部市に戻ってくるのだとすれば、これモチベーション上がるわけないのです。こういう指定管理者って市長、あっていいのですか。うちには、指定管理者条例というのをつくってと私言ったけれども、各施設ごとでやるからという話になったので

すけれども、指定管理者の本来のものというのとはこうではなくて、ある程度経営の面も全部やってもらって、役所のほうはこれだけの委託料でというのが普通だと思うのですけれども、同じNPO法人ゆうの中でもがんじがらめにやっているところと、それから自由にやっているところが両方一つ法人で出てしまっているということは、これはこれから民と官との協働なり、そういうことを考えていく上でも全然だめだろうなというふうに思うので、ぜひともこれ市長は号令一下早くこういうことは改善しろと。そうしなかったらば、自分が施策の第一としている民と官との協働に傷がつくとぐらまでの話をぜひしていただいて、3年後になんていう話ではなくてすぐに条例改正すればできないことはない話だと思うのです。ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。所見があればお伺いをしたいのですけれども。

もう一つ、最後にお話するのですが、これは2月21日の道新なのですが、官が生むワーキングプアということで、札幌の指定管理者施設を実態調査した大学の教授の人がいるのですけれども、まさに先ほど私が言った内容だったのですけれども、実は指定管理者というのは、現実的には行政側のコストの削減という目的だけに終わってしまっているのではないかと指摘されているのです。少なくともゆうも今頑張っていますが、職員の給料、市長、知っていますか。当然人件費分というのが渡っているのだから、わかっていると思うのですけれども、ここで言っている大学教授はどこを根拠に官が生むワーキングプアと言っているかということ、ほとんどが正職員ではなくて非正規の人たちが多いというのですけれども、うちの場合はそうでもないのです。正職員の人たちが多いです。何と札幌では正職員の平均の年収が400万円で、これでワーキングプアと言っているのですけれども、うちの場合はさっきも言ったように180万円が大体平均の指定管理者の職員。つまりその人件費しか市からは出ていないということなのです。こういうことが本当に民と官とがやっていく指定管理者制度がいいものだというやり方で、今後も本当に続けていっていいのかなというふうに私は今考えています。できれば少しずつでもいいから、こういうことを改善しながら、本当の意味での指定管理者、民間の知恵と民間の能力と、そして住民サービスの向上を図るための指定管理者制度、働く人たちもいい環境でいい状況で働ける、そんなような指定管理者制度にぜひして行ってほしいなというふうに思うのですけれども、何点か質疑もありますし、ご所見をお願いした点もありますので、私の最後の質疑はこれで終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 それでは、私のほうから3点ほど。まず、1つは乳幼児医療の関係ですけれども、私2回目のときに今やっと何とか砂川市も就学前の乳幼児の無料化を実施したと。さらにその拡大する考えはと聞かれますと、今の段階でやるともやらないとも言えないのだと。やっぱり経常経費がどうしても重くのしかかってくると。ただ、これは正直言いますとその市の子供の数の状態にもよってきますから、やれるところもあるでしょ

うし、大都市ですごく経費かかるところがやっているところに対しては、ここは本当に子育て中心にしているのだなというのうかがい知れるところでございますけれども、なかなか札幌市も含めて膨大な経費が出ていくということで、どこの首長さんも非常に悩んでおられると。でも、今回砂川市はやめたとか下げたのではなくてやっと一歩踏み出したのだと。それでさらにと言われても今の段階で、私先ほど答弁したのはやるともやらないとも言えないのだと正直な気持ちで、事務的でも何ともなくて思いをそのまま伝えたつもりなのですけれども、なかなかやらない気だと言われると、私の答弁は今言えないのだと言ったつもりです。別に揚げ足とるつもりはございませんので。

それと、子育ての関係で、よく私いろんなお子さんを持っているお母さんたちと話しますけれども、一番言われるのは空知の中で公立病院で子供を産めるのは砂川と岩見沢だけなのです。あとは、みんな砂川までわざわざ来ていると。砂川の病院で子供産んだのですよと。砂川は、そういう場所があつていいですねと。美唄からもみんな来られる、そういう状況にあつて、我々が思う以上にほかのお母さんたちは砂川はそういうのが近くにあつていいですねと言われるし、それが砂川市のまさに財産であり、特徴なのだろうなというふうに私は正直に思っているところでございます。

それと、福寿園の関係なのです。私福寿園というより高齢化対策、認知症の会とか、いろんな団体とお話しすると、やっぱり切実に家族介護をされた方が非常な苦しみの中にあると。だからといってすぐ施設介護に走っていいのか。つくりたいものならつくりたいと。だけれども、経費の面で人材がなかなか集まらなかったり、対応できないと。地方にはそういう現状もある。でも、将来的には間違いなく待機者はかなりふえてくるというのは、これ高齢化率を見ていると間違いないと。だから、家族介護でできる範疇と。それで、どうしてもできない人が出てくると。家族介護の範疇は、今地域で支える取り組みを認知症の会の人たちがもっと行政も含んだ中でやっていきたいと言っているから、私はそれに入っていくつもりでいますけれども、問題はそこの範疇を超えた人たちはすぐ施設介護までいかなくてもグループホームの中で救っていける。介護保険料も施設介護ほど上がっていないと。最後グループホームでも支えられなくなった人をどうしてもやっぱり施設介護に持っていく。それは、福寿園のような問題があると。そこの3段階の中で何とかいい方法を探していけないだろうか。それが私が竹を割ったように私自身がこうでこうでと中身を言うには、まだ私もそこまで専門家でない。ただ、大きなくくりではそうやって何とか砂川市を支えていかないと、砂川市が本当にだめになってしまう。本当は、これ高齢化というのはタブーでなかなかほかの首長さんは言いたがらないのですけれども、私はそれ承知で公約の中にも入れたのは、どうしても高齢者がふえていって国も社会保障と税の一体改革で苦しんでいると。国そんなに当てにできないだろうと。地域でできることは何とかそれをやっていかないと、見ているお母さんたちというより、それを支えている人たちが大変になってくると。その仕組みを少しでも緩和する方策を何とかつくれないうかが

というのが私のもともとの思いでございますから、決して変なほうにいくとは思っていませんし、小黒議員も今度町内会長ですから、一緒に話し合う機会もふえてくると思いますので、ぜひ小黒議員も一町内会長としても協力していただければなど。そして、すばらしい砂川をつくっていきたいと、このように思っておりますので、どうかよろしく願いをしたいというふうに思います。

それと、指定管理の関係でございます。正直言いますと私教育委員会のほう詳しく承知はしていないのですけれども、いわゆる総務部長のときにいろいろと経過があったのは承知してございます。ただ、指定管理という言葉は確かにいい言葉なのですけれども、私の思いですよ、頑張ってもらっているし、特にゆうの理事の皆さん方はもう最大限の敬意を表したいというふうに思っております。ただ、砂川市はもともと昭和60年代から、老人憩の家も含めて指定管理の制度ができる前から地域の人たちをお願いをしてきたと。そして、砂川市の持っている施設というのは当然大きな都市と違って採算の合わない、現実はもともと採算の合うような施設ではなくて、公募制になじむようなものでなくて、地域の人なり、またゆうですと設計段階からかかわった人がやるのが一番いいと。選択肢の幅はなかったわけですが、その体育館の関係につきましては私詳しく承知していないのですから、後ほど教育委員会のほうに聞きたいとは思いますが、何とかできるものであれば何とかしていきたいなど。ただ、1つ気になるのは2月22日ですか、理事会で了承されているものに対して私がそれを言っているのかというのはちょっと私は疑問に。越権行為になってしまう。それが了承しなくて決裂しているのだったら何でもできるのですけれども、理事会で決まったものに対してどうなのかというのはあるけれども、そんなかた苦しいことは言いません。教育委員会のほうに話ししてちょっと内容を調べて、小黒議員の言うように本当に不備なところがあれば、それは直せるものなら直していきたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 小黒議員からの公民館、そして体育施設の指定管理の指定に関する件であります。この件につきましては3年前、平成21年の3月議会に指定に当たってということで提案させていただきました。その際にも小黒議員のほうから質疑をいただきまして、そのときの状況は平成19年から地域交流センターゆうを本格的にNPO法人ゆうが指定管理になって運営していると。そういった中で地域交流センターの運営だけでも今非常に大変な状況だと。多忙な状況にあるよと。そういう中で公民館、そして体育施設となれば、ゆうにますます負担がかかるのではないのかというご意見がございまして、その中で当時教育長が3年間の中でいろいろと協議を重ねて、運営がスムーズにいくように行政としては努力していきますという答弁をさせていただきました。そういった中ではや3年が経過しようとしております。今回の更新に当たり再度NPO法人ゆうに指定をお願いをしたいというお話の中から、9月ぐらいから教育次長がご答弁申し上げ

ておりますけれども、それぞれ理事長あるいは理事会のほうでいろいろ協議を願ったというふうなことでございます。理事長のほうからも私のほうには、議員からご指摘のあった例えば雇用の関係あるいは会計処理の関係、こういった点について現状問題もあるよというお話は伺っております。それらも含めまして教育次長におかれては、毎月のNPO法人ゆうの理事会にオブザーバーとして欠かさず出席をさせていただいております。その中で理事会のほうでいろいろご意見も賜りました。結果として去る2月27日の理事会でこれらの雇用の関係あるいは会計処理の関係、そういったお話もありまして、それでは理事会として今後3年間の中でしっかりとこの辺を行政と一緒に詰めていきたいと思います。そして、市民の方々が公民館、そして体育施設を利用するに当たって安全で、そして楽しく文化、スポーツに親しめるような、そういった取り組みをお互いにしていきたいと思いますということで、具体的なこういう改善点はどう図っていくのだということについては、この2月27日の理事会で双方しっかりと確認をしていこうということが承認されましたので、今後協議をしていくと。また、この協議に当たっても3年間の中でというご答弁申し上げましたけれども、スピード感を持ってしっかりと教育委員会、そしてNPO法人ゆうと協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第19号と20号について質疑を行いたいと思います。

初めに、議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてであります。このたびの条例の一部改正は、市の責務を明確かつ具体的に定めることにより、安全で住みよい地域社会の一層の実現を図ることとされております。現行の条例において、市は市の責務として生活安全対策をどのようにされているのか、そして今般の条例改正による生活安全対策とはどのような違いがあるのか、さらに今後どのように対応されていくのかについてをお伺いをしたいと思います。

2点目に、議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。私は、若年単身者の入居ということをお聞かせいただきたいというふうに思っておりますが、先ほど一ノ瀬議員のほうでも質疑を通して単身者の入居ということも聞かれております。それもかんがみながら若干お聞かせをいただきたいと思うのですが、入居資格の要件についても今回の条例の中でも載っております。ただ、若年の単身者の入居ということが、先ほどのお話を聞いている限りでは今後要綱も含めて考えていきたい、さらには今回の同居親族の要件の関係からありますけれども、場合によっては東町団地のあいているところというようなことも答弁の中であったようなのですが、強いて言うならば、この若年単身者の入居した場合の市営住宅の対応は現状どのようになっているのかということをお伺いをさせていただきたいなと思っております。

以上、1回目といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から議案第19号についてご答弁を申し上げます。

現行の条例において市は生活安全対策をどのようにされているのか、そして今般の条例改正による生活安全対策ではどのような違いがあり、今後どのように対応されていくのかについてであります。今回の改正は市の責務を明確かつ具体的に定めたものであります。現行は、市は、市民の安全意識の啓発、自治会を中心とした自主的な安全活動の促進、生活の安全確保に必要な環境整備の推進等総合的な安全対策の実施に努めなければならないとうたっております。本条例は平成12年に施行しておりますが、本条例に規定する市の責務を明確かつ具体的に定めることにより、安全で住みよい地域社会の一層の実現を図るため、本条例の一部を改正するものであります。本条例による生活安全対策の主なものとしたしまして、生活安全推進委員会の意見を聞き、町内会等と協力して生活安全モデル地域を指定しており、これまで石山団地町内会、三砂団地自治会、三砂ふれあい団地自治会、南吉野団地町内会、そして吉野第1町内会を指定しております。モデル地域においては、推進委員会の設置、砂川市生活安全モデル地域の看板設置、交通安全旗・地域安全旗の設置、登下校時におけるパトロールの実施、啓発文の回覧、警察署との情報交換などの活動を通し、犯罪や事故の防止に取り組んでいただいております。主な成果としましては不審者・いたずら・危ない遊びが減った、防犯意識が高まった、防犯についての相談がしやすくなったなどがあり、指定期間が終了しても、全団体において引き続き看板の設置やパトロールの継続などの取り組みが見られます。また、防犯協会、交通安全協会、地域包括支援センターなどとの連携や、法律相談などの生活安全対策をこれまでも実施しております。今回の改正はこれらの項目を整理したものであり、現時点においては生活安全対策に大きな違いはございませんが、個別に分類したことにより具体的な事例に基づき対応を検討することとなりますので、今後も関係機関との連携を深め、安全で住みよい地域社会の実現を図ってまいりたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君（登壇） 私から議案第20号、市営住宅の条例に関して単身入居できる住宅の現状についてというご質問にお答えしたいと思います。

公営住宅は、同居親族がいる住宅困窮者に低廉な家賃で住宅を供給することを基本とし、例外的に老人等の特に居住の安定を図る必要がある者について単身入居を認めてきておりますが、この場合でも各事業主体において公営住宅の状況を勘案し、一定の基準を設けて単身入居を認めております。当市においては、現在55平米以下の住戸について単身入居を認めており、さらに若年単身については過疎地域の指定を受けていることから、例外的な取り扱いとして50平米以下の住戸に入居を認めております。これらの考えは今後も継続してまいりますが、若年単身の入居対象住宅がある宮川団地は老朽化していることから、

今後の活用方針を検討するに当たり募集停止としておりますので、現在ご質問のありました若年単身者が入居可能な50平米以下の住戸がない状態となっているのが現状であります。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、議案第19号、今ほど答弁をいただいたところであります。また、生活安全対策における対応というか、活動、そういったことも説明いただいたところであり、強いて言うと現行と今回の改正の条例では、実質行うこと自体は中身は大きな違いはないのだということで、ただ今般は1から7までの項目を明確に具体的に出された形での改正であるというふうに私も受けとめているところであります。そこで、現行では強いて言うならば実施に努めなければならないということが最後の言葉であり、今般の改正については今話しましたように1から7の項目も含めて実施するものとするということで、ある分では2歩も3歩も踏み込んだ形で市の責務を明確にされたのかなというふうに思っております。そういったことからいいましてもお伺いをしておきたいのは、このように1から7の明確に項目をうたっている以上は、これに対する対応というのが市の窓口としてしっかりとした体制づくりを含めてどのようにされていくのかということ、それと今後こういうふうに生活安全条例、これは平成12年に条例ができ上がってもうかれこれ12年たってきているわけでありまして、改めて今回改正されたことによって、どのように市民の皆さんに周知をされていくのかといったことについての考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

2つ目に、議案第20号についてであります。若年単身者、単身者の入居の件についてはわかりました。ただ、私心配するのは今ほど答弁いただいたように宮川団地が老朽化されて、今現在入居の募集を停止されているといったことでは、先ほどの一ノ瀬議員の質疑から東町団地というような話も出ておりましたけれども、今後やはり単身者が入居できるような形というのは早急にしていかなければいけないのかなと。そのためには、先ほどのご答弁を聞いていますと、今後要綱についてもつくっていかなければならないということですから、この辺は早急にやっぱりきちんとした対応していかなければ、今現在砂川市の場合、若年単身者の入居といった部分での受け皿がないというふうに私は受けとめておりますので、このままではいけないのではないかとこのように思うのですが、この辺の考え方について改めて聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず総合的な窓口ということでございますけれども、これは市民部の市民生活課のほうがこの条例を策定させていただいておりますので、窓口させていただきたいというふうに思います。

また、従来の条例と大きな違いはないということでご答弁をさせていただいたのですけ

れども、特に7項目に分けたうちの6項目めに犯罪、事故等の被害者等の支援に関するということのをのせさせていただきます、この部分につきましても今まで必要があれば無料法律相談ですとか、社会福祉での福祉的なご相談ですとか、いろいろと承ってはおりますけれども、ここにまず明確にするという部分もございますし、これ以外のものについても明確にさせていただいておりますので、総合窓口は市民生活課でございますけれども、この明確にされたものに準じて必要に応じてそれぞれの課のほうで対応を願うというような形になっていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、市民への周知方法ということでございますけれども、条例の趣旨からしまして、まずは防犯協会ですとか、交通安全協会ですとか、こちらのほうに周知を図ってまいりたいというふうに思います。また、一般的に広報等にこの条例の内容が合うのかどうかということにつきましてはこちらのほうでさらに検討させていただいて、いずれにしても市の責務を明確にさせていただいておりますので、きちんとした形で周知方法も考えてまいりたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 若年単身の受け皿づくりをというご質問であります。

1回目の答弁でお答えしましたとおり、現時点では改正になっていませんので、若年単身に関しては過疎地域の指定を砂川市が受けているので、その範囲内で50平米以下の住宅であれば可能ですよということだったので、宮川団地が該当する団地だったのですが、ご質問のとおり今入居を停止している。そこで、同居の親族を優先して入れるということで条例改正しているのですけれども、そもそもの地域主権一括法の考え方にのっとって、いわゆる地域の実情に応じて設定してくださいということですので、今までは50平米以下であれば若年単身が可能だったのですけれども、東町団地、先ほども瀬議員さんの質問でもお答えしたのですけれども、現状としてはその4階、5階が長期にあいているという状況もありますし、若年単身、元気な若者であればそちらの住宅も入居していただけるようなことも考えて、地域の実情に応じて指定していくということで、同居親族の入居を除外しない範囲内で、今当面は東町団地ということで考えておりますけれども、そこは今後入居の状況、あと応募の状況等を確認しながら、また指定をしていくという考え方になると思います。

以上です。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 最後の質問というよりは、生活安全条例についてはわかりました。強いて言うと、私は市の責務でやはり6項めのところが大変気になるところでもあります。この辺の話をしていくとどんどん、どんどん細かくなっていきますので、ある部分では細かい部分の質疑の関係であれば予特のほうでまた聞かせていただきたいと思います。

私の総括質疑はこれで終わります。

○議長 東 英男君 土田政己議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の総括質疑を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

第5期の砂川市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の計画案がまとまり、65歳以上の第1号被保険者の負担する介護保険基準額を1カ月4,400円、年額5万2,800円で、現行より月額100円を引き上げるという条例の提案でありますけれども、先ほど黒議員からも幾つか質疑ありまして、重複するところは割愛させていただいて質疑をさせていただきます。私がまず伺いたい第1は、先ほども質疑ありましたが、私も11月の委員会のときも2月の委員会のときも、この計画を早急に示してということを実行をさせていただいたのですけれども、結果は2月の委員会で先ほど言った計画案が出てきて、そこでは条例案も一緒ですから質疑もできないという状況になったわけでありまして、それで先ほどの黒議員の質疑の中ではパブリックコメントも行わないと。市民の説明会もしない。私は、ここがよくわからないので改めてお伺いしたいのですけれども、協議会があるからとか、包括支援センターで聞いたとか、ケアマネジャーの話聞いたとかと、それはそれでどこの自治体でもお話を聞いているというふうに思うのですけれども、滝川市を初め多くの自治体ではパブリックコメントを実施しているし、住民の説明会もきちっとやっているのです。ですから、これは介護保険法のかかわりとか、道や国の指導のかかわりで全くそういうことをしないでいいものなのかどうなのか、私自身は疑問に思っていますので、まずその辺を改めてもう一回お伺いしたいなど。

というのは、先ほど来議論になっておりますように、昨年の市長の選挙の公約で老人保健施設の増設というのが大変市民の関心が高く、そして善岡市長に対する期待も大きいし、その結果、先ほどから言っているように介護保険料はそれではどうなるのだろうと皆さんが先ほど市長答弁あったように心配をしているのです。でも、お話あったように施設がよくなっても介護保険が多くなったら困るという人もいるけれども、少しぐらい上がった施設をつくってほしいという方も市民の中にはいらして、非常に関心がこれ高かったのです。それだけに、内容は先ほど黒議員の質疑の中にありましたので、いわゆる24時間の地域密着型サービスやらないと。それから、老人福祉施設の増設もグループホームのみで今回は第5期の中でもやらないということも明らかになりました。そうすると、保険料について皆さんが一番関心が強いところでもありますので、保険料について具体的にお

伺いをいたします。市は、当初基準額を4,780円、約500円ぐらい上がるというふうに推計したようでありますけれども、先ほども答弁がありましたように国の指導もあって、道の交付金の活用とか、あるいは市の介護保険事業の基金6,000万円を取り崩して負担軽減を行ったようですけれども、私は高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を見れば現行からの100円というのは、もう少し努力すれば据え置きができたのではないかなというふうに思うのです。新たな事業がずっとあって、それで引き上がるのであればこれはやむを得ないですけれども、今回の場合事業はやらないということなものですから、少なくとも据え置きはできるのでないかと。先ほども管内の状況もありましたように、据え置いている自治体もあるし、あるいは引き下げている自治体もある。もう少し努力すれば据え置きはできるのでないかなということは第1点で、次にお伺いしたいのですが、同時に介護保険料の所得段階も第3段階を細分化して現行の8段階から9段階にふやして、そしてさらに低所得者の負担軽減を図るということにしておりますけれども、他の自治体の状況などを見ますとさらに細分化して低所得者の軽減を図るとともに、高額所得者の負担を求めていると。それで、介護の平均額を据え置くというような方法もとっている自治体もあるのですけれども、そういうことは考えられなかったのかどうか、その件のみお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私のほうから議案第18号の関係につきましてご答弁を申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、市民説明会、市民パブリックコメント、この関係についてはしなくてもよいのかというご質問でございますけれども、こちらのほうは先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、砂川市におきましては砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会設置要綱を定めまして、この協議会からご意見を伺うということにさせていただきまして、ただ保険料につきましては本議会においてご承認をお願いするという流れになってございますので、市民説明会を行わないことについて、これがこの保険料の算定の中においては国のほうからどうしてもこれを行わなければならないというものはございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、2点目でございますけれども、介護保険料につきまして据え置きをできなかったのかということでございますけれども、介護保険料の算定につきましては、平成21年度から23年度までの3カ年の介護保険被保険者数、要介護認定者数、介護サービス利用者数を推計しまして、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費及び施設介護サービス費等を見込み、これを基礎数値として介護保険料を算定したところであります。第5期期間中における介護保険料は、北海道から交付される財政安定化基金交付金を活用するとともに、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、グループホームの増床等も見込みながら、第5期期間中の保険給付費を見込んでおります。このことによりまして介護保

険料の上昇を可能な限り抑制したところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、3点目でございますけれども、所得階層のさらなる細分化と高額所得者の負担増を求める考え方についてであります。より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じた保険料の軽減等を図る必要があるとの考えから、国において各保険者の判断により保険料率の設定の細分化が可能とされております。このことから、第5期期間中における保険料負担段階の設定につきましては、地域の実情及び負担能力に応じた保険料を賦課することとし、第3段階を細分化して第3段階と第4段階を設定することとしております。このことから、現時点において砂川市独自でさらに細分化しての軽減及び高額所得者の方に対して負担増を求める考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今お話ありましたように、砂川市はパブリックコメント、説明会をしないというのですけれども、国の法律が説明会を絶対求めているわけではないということですが、先ほども言いましたように市長さんがかわれて、そして新たな選挙政策の目玉が老人福祉施設の増設というのがあって、それに市民の皆さん非常に大きな関心と期待を持っていたのですけれども、先ほど答弁がありましたようにいろんな事情でそうではないとすれば、やっぱりそういうのも含めて第5期の計画の中に入らなかったということを市民の皆さんにも私は丁寧に説明するべきだと思うのです。先ほど市長の答弁もありましたし、そういうことをしてあげないと、公約だけ先に言っていますから、ところがきちっと説明しないと市長は公約を裏切ったと、こういうことだけの単純化されるので、今はなぜできないのか、それで将来的にどうなのかということを含めて、介護保険料改定の際に住民の説明会というのをきちっとしてあげて、そして住民の皆さんの理解を求めるということは、私は法律にあるとかなにかかわらずやっぱり行うべきだと思っていて、それで委員会でもなるべく早く計画を出していただいて議論をさせてほしいということを繰り返し言ったのですけれども、残念ながら2月の末ぎりぎりになってしまった状況はあるのですけれども、そういう説明する考えや今後もこれらについて説明していこうという考えがないのかどうか、改めて伺いをいたします。

それから、保険料について、100円の値上げが多いか少ないかというのは、いろいろそれはたった100円の値上げでないかというのはあるのですけれども、しかし保険料をどうするかという点では今の経済不況や、それから65歳以上の方々の年金生活の皆さんの年金額が下がっていることなども含めまして、生活が大変だということで、今お話ありましたように国の指導もあって道の交付金を活用したり、保険事業の基金を活用して可能な限りできれば引き上げないで負担を少なくしてあげなさいというのが指導なのです。それで、もう一点伺いたいのは、砂川市の基金6,000万活用したようでありまして、

私はもう少し基金があるので、もう少し基金活用したら引き上げなくてもよかったのではないかと。それから、先ほどもう一つ言いましたように、所得段階も細分化をして10段階あるいは11段階とかいろいろやっている自治体もありますけれども、高額所得者の負担増を求めていく。そうすれば標準基準額は据え置くとかできるのでないかということも含めて、100円についてやっぱりそういう知恵が出なかったのか。やはりもう100円引き上げと据え置きとはすごく市民の受ける感情が違うのです。先ほどから言いましたように、前回は施設が増設されるとか、いろんな理由で保険料がどんと上がったのですけれども、今回の場合はそういうことはグループホームだけでありますけれども、同時にそういう基金を活用して住民の負担をできるだけ少なくしなさいよという国の指導があるときに据え置きがどうしても無理だったのか。私は、いろんな保険サービスの状況先ほどもありますけれども、今言ったようなことを検討すれば何とか据え置きができたのではないかと思います。基金の活用も含めてそれは絶対無理だったのかどうなのか、改めてお伺いします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 住民説明会の関係について私のほうからお答えをしたいと思います。

今回いわゆる特別養護老人ホームの関係については、計画の中には入り切らなかったということで、もしこれができるような方向になったときにはかなり影響額が大きいということが、市民の負担も今お聞きしますと400円弱ぐらいは上がるのではないかというような話は担当のほうから聞いていますので、それらを含めるとそれはどういう形で住民に説明するかは別にしましても、住民の中にそれらの可否についてはある程度話していかなければならないのだろうなというふうに私自身は考えております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから基準額月額4,400円ですけれども、据え置きができなかったのかと、この基金の活用方針も含めてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第5期におきまして4,400円という基準額をお示しさせていただきましたけれども、やはり現状が許すものであれば、これは据え置いたり、あるいは引き下げたり、こういうことは担当のほうでも十分考えさせていただいたこととありますけれども、現実に今基金としては平成23年度末で恐らく約7,900万ほど市のほう準備基金が出るだろうという想定はしております。ただ、このうち6,000万を使いますと1,000万台ということになりまして、少なくともこの5期中に何らかのサービス等がふえた、給付費がふえますと、当然その基金もそこに投入をしながら運営をしなければならないということになりますので、3年前にかなり保険料を上げさせていただいたときも1,600万から1,700万ほどの基金は残させていただいて、そういう需要に対応しようとい

うふうな考え方もございましたので、今回もある程度3年間でこの1,800万、1,900万が本当にこれで大丈夫かということになると、これもやはり給付費の関係でいきますと、本当に大きく伸びますと基金自体が枯渇してしまうということは十分想定はされませんが、ただ3年前のその状況も踏まえて今回はその部分を残して、極力保険料を上げていくと。また、この保険料につきましては3年に1度決めさせていただくということもありますので、当然施設整備云々ということになってきますと、また3年後、6年後、9年後というふうに保険料をどう推移させていくかという部分もありますので、その辺も考慮しながらこの4,400円という部分を設定をさせていただいたということでありませ

す。それから、細分化と高額所得者のほうから多く負担を求められないかということでございますけれども、今回9段階にさせていただくというご提案をさせていただいていますけれども、一番低い料率は0.5、上が1.5ということで、この介護保険法平成12年に施行されておりますけれども、ここからほとんど多くのところが0.5から1.5という約3倍の間の中で推移をしてきているという部分がございますし、高所得者と言われる方たちについてももし現役で働いている方がおられるとすると、医療保険料ですとか、あるいは年金の停止ですとか、こういう部分も当然高額所得者の方にも負担ということではないですけれども、収入カットをされるような状況も実はございます。ですから、高額所得者の方に一律、今の介護保険制度の中で負担を求めるのが本当によろしいのかどうなのかというのは、もう少し時間をかけさせていただいて検討させていただきたい。もちろん他の市町村の状況というものもございますけれども、この介護保険制度そのものの成り立ちからしてそれが必要かどうかというものも検討させていただきたいと思っておりますので、今現在第5期においては現行8段階を9段階に、そしてこれ以上の細分化、あるいは高額所得者への負担増を求めるといことは考えてございませんので、ご理解を賜りたいと思

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 市長から答弁いただいて、施設をつくれば400円ぐらい上がるというのは私も初めて聞いたのですけれども、その辺は住民の皆さんが一番関心持っていて、それが先ほどからも議論になっているように保険料上がってもつくってほしいというのが、余り上げられたら困るから今のままでという、やっぱり両方のご意見が市民の中にあると思うのです。しかし、今介護者を抱えている方々は市長先ほど言われたようにやっぱり大変なご苦労されているし、何とかしなければならぬというのは市民の皆さんで、したがって市長の選挙公約に皆さんが感動したり、何とかやってくれと感銘をしたとかあるのです。それだけに第5期の介護保険事業計画、高齢者の計画がやっぱりどうなるのかというのは非常に関心が高かったところでもありますから、.....しているのです。それで、おれたちになったら入れるのか、入れないのかという方々も含めて、心配されている方もいるも

のですから、やはりそういう試算のデータを出しながら、市民の皆さんのご意見をぜひ聞いていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、市民部長の関係では、これも十分検討したのだけれどもということなのですが、その辺は私たちもまだ詳しくわからないし、本来であればもっと詳しくお聞きしたかったところでありまして、先ほど答弁もありましたように今度のはかなり自治体の裁量でいろんな細分化もできるし、それから収入をふやす、あるいは軽減策をもっと所得の少ない人には負担を軽くすることもできるというふうに柔軟に対応できる状況になったわけですから、そこはやっぱり大いに活用しながら、できるだけ市民の負担を、特に所得の少ない人たちには負担にならないような施策を、ぜひ今後とも検討していきたいということを申し上げまして、終わりたいと思います。答弁は要りません。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号、第14号から第16号まで、第18号から第28号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） それでは、市長の市政執行方針並びに一般会計という部分で総体的に総括質疑を行いたいと思います。私は、今回市民クラブを代表して総括質疑を行うものでございます。

全部で私は8点についてお伺いしたいわけでありまして、まず1点目につきましては住宅用太陽光発電システムの関係でございます。市長の市政執行方針演説の中では、地球温暖化対策や自然エネルギーの利活用の拡大に取り組むと、こう述べられておられて、住宅用太陽光発電システム導入補助金の予算が一般会計に盛り込まれているところがあります。この自然エネルギーあるいは新エネルギーの活用というものにつきまして、私は5年ほど前からでしょうか、大きな意味でありますけれども、本来人類すべての世界共通で考えていかなければならない地球温暖化対策という大きな意味から、当時長沼と北見でしたでしょうか、行っていた住宅用の太陽光発電システムを砂川でも導入できないでしょうかというようなことでお伺いしていたのですけれども、近年エコといいましょうか、こういった余り触れては申しわけないのですけれども、原発の事故等々もありましたので、特に近年太陽光発電システムというものが注目されて取り組みが進んでいるところなのですけれども、今回制度創設に至った経過と考えということでお伺いしておきたいというふうに思っています。

続いて、2点目はごみ収集体制の構築関係についてであります。これもまた市政執行方針の中で収集時における火災事故を未然に防止する観点から、スプレー缶やライターの分

別区分を新たに危険ごみと改め、安全で適正なごみ処理体制の構築を図っていく旨を述べられておられるわけでありまして、昨今の時代背景からも、今後さらなる体制の発展というものが求められてくるのではないかと私は考えているところでありますが、それらの考えについてをお伺いいたします。

続きまして、3点目は墓地の造成についてであります。少子化、高齢化、人口減少が急速に進む昨今、新たに269区画の墓地を造成する計画が示されたところであります。現状の墓地需要というものがどのようになっているのか、また今後の見通しをどのように持たれているのかをお伺いいたします。

続きまして、4点目は災害対策についてであります。災害時に備え、食料、毛布などの備蓄を行うとともに、洪水による浸水想定区域及び避難に関する情報周知するためのハザードマップを作成し、市民周知をする旨の考えが示され、また同時に高齢者や障害をお持ちの方などの災害時要援護者への避難支援体制づくりを進めると述べられております。砂川市の全人口に対し、備蓄品の購入規模をどの程度と想定しているのか、また想定される災害を洪水に限定したハザードマップなのか、その主な概要と考え方についてをお伺いします。あわせて、先ほど申し述べさせていただきました避難支援体制の推進とはどのようなイメージで行われるのかということをお伺いしておきます。

続きまして、5点目であります。地域で高齢者を見守る、支える仕組みづくりについてであります。先進地視察などを行い、調査研究を進める考えが示されましたが、現時点としてどのような考え方、あるいは構想を持って推進しようとしているのかをお伺いします。

続きまして、6番目は老朽住宅除却費の助成事業についてであります。これまでたびたび複数の議員の方からも質問等々がある非常に市民の関心の高い部分ではないかなというふうに思っているわけでありまして、当事業を行うに至った経緯と考え方、そして想定している主な対象家屋をどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、7点目はプレミアム商品券発行事業補助金、商店会連合会商品券発行事業補助金についてであります。これまで行ってきた事業をこどもも行うということでありまして、これまでの事業の中での経済効果の評価をどのようにとらえているのかをお伺いいたします。

続きまして、8点目には公社関係について4点にわたりお伺いするものでございますが、まず1点目は、健全な財政運営に関して砂川市土地開発公社、株式会社砂川振興公社の経営改善で第三セクター等改革推進債の活用について検討したようでありまして、どいう判断であったのかをお伺いいたします。

続いて、ここの部分での2点目ですが、今後の収支の動向を見据え、経営の継続についての判断とはどのような状況を意味するのかをお伺いします。

続いてありますが、利用者の増加策などより一層の経営改善という文言があるわけで

ありますけれども、具体的にどのように取り組もうとされているのかをお伺いします。

続きまして、開発公社の関係でありますけれども、新たな経営安定策で市は値下げ分の財政支援というふうにありますけれども、これまでの支援や、そしてこれからの支援、開発公社の販売戦略などはどのようになっているのかをお伺いし、私の初回の質疑とさせていただきます。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 私のほうから土地開発公社、振興公社の関係で4点ございまして、随時ご答弁を申し上げます。

初めに、開発公社、振興公社、両公社の第三セクター等改革推進債の検討と経営継続の判断について、2つ続けてご説明申し上げます。第三セクター等改革推進債は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、第三セクター等の会計も対象とする指標の導入により、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資するため、第三セクターの抜本的な改革として解散などを行うに当たり、地方公共団体が債務保証などの財政負担を一般財源で一時的に負担することが困難となり、改革に取り組めないとの考えもあることから、第三セクター等改革推進債により5年間で改革の取り組みを促し、地方公共団体の健全化を図るものであります。解散及び業務の一部を廃止した場合、起債対象経費は市が債務保証している公社の借入金の償還に要する経費、市からの短期借入金であり、償還年限は10年以内を基本とするもので、10年を超える償還年限を設定するためにはより一層の行財政改革が必要とされているものであります。資金区分は民間等資金とされ、利子の一部について必要に応じて特別交付税の措置、利子の2分の1になりますが、これを講じるとされているものであります。砂川市土地開発公社においては、住宅団地、工業団地の分譲が進まず、市による6,000万円相当の土地購入がなされても借入金の償還などにより収支改善がなかなか進まない状況にあるため、第三セクター等改革推進債の活用について検討を進めたところであります。砂川市からの借入金、債務保証している民間金融機関からの借入金の合計額である約15億9,000万円を起債対象とした場合に、今後10年間の各年度に返済する元利償還金は約1億7,000万円と試算され、高額な負担となるものであります。毎年約1億7,000万円の償還金は、国の危機的な財政状況を見ると地方交付税等の地方財政への影響が今後とも懸念されるところであり、現状の砂川市での財政運営では非常に負担が大きいことから、活用はできないと判断したところであります。

次に、株式会社砂川振興公社においては、平成22年度に経営改善を図るため、市が2億円の貸し付けを行い、民間金融機関からの借入金の償還を行いました。その時点で目標としていた利用者数1万8,000人に届かず、ゴルフ人口が減少する中、解散による第三セクター等改革推進債の活用について検討を進めたところであります。起債対象となるのは、当初損失補償分1億5,865万円と河川敷地の原状復旧費用として概算で約2

億5,000万円の合計4億円が該当すると考えられておりましたが、最終的には市の損失補償している借り入れ分のみが対象となるもので、現在民間金融機関からの借入金1億5,800万円だけが対象であり、仮に現在の借入金であれば起債による利子負担をせずに対応可能であることから、第三セクター等改革推進債の活用は行わないと判断したところであります。

次に、砂川振興公社の経営継続の判断であります。振興公社の平成23年度の仮決算状況によると、平成23年のオアシスゴルフ場利用者数は1万6,900人、対前年比4名の減、ほぼ前年並みの入り込み客数でありました。当初は1万8,000人を目標としていましたが、1,100人が目標数に達していない状況にあり、収支については前年度と同程度の利用者数ではありますが、ゴルフ場の収支は減少しているところであります。要因として高齢化によるゴルフ離れとゴルフ人口の減少、さらには土日、祝日の利用より料金の安い平日や早朝、薄暮の利用が多い傾向にあり、長引く景気の低迷や経済観念からゴルフ利用者のコスト意識も高まっているものと分析しているところであります。ゴルフ利用者が減少している中、これまでも市は貸付金により財政支援を行ってきたところであります。ゴルフ利用人数が同数であっても利用状況によって収益の増減が発生することから、今後においては収支が改善されず、現金収支に不足が生じた場合にはこれ以上の市の公費を投入できないことから、ゴルフ場を廃止しなければならないと判断をしたところであります。

次に、利用者数の増加策等でございます。砂川振興公社の今後の経営方針としては、砂川オアシスゴルフコースを開かれたゴルフ場、話題性がある楽しめるゴルフ場となるように目指すもので、目標利用人数を1万8,000人としております。また、接客サービスの徹底により利用者に満足していただくことを第一に取り組むこととしております。開かれたゴルフ場としては、クラブハウスを一つのオープンスペースとしてゴルフ利用者以外の市民集客を図り、関心を持っていただき、また話題を持たせた企画として気軽に参加できるオープンコンペの開催、スイートロードと連携したレディースデーの設定、リピーター増加のために特典をつけたゴルフポイントカードの発行、各種特別プランの企画により楽しめるゴルフ場として準備しているところであります。また、ホームページのリニューアルや電話での予約のほかにインターネットでの予約システムを取り入れ、ゴルフ場の話題をゴルフ雑誌や新聞、ホームページ等で情報発信するなど宣伝活動に努め、利用者の増加による収益増と経営収支の改善を図ることとしております。このほかにもゴルフサポータークラブを設立して、ゴルフ場に愛着を持ってもらう取り組みを展開するところであります。市内企業への営業強化、常連客へのあいさつ回りを初め、プレミアムつきオープンがきの送付、官公庁回り、札幌方面などへの営業活動を展開してまいります。また、ゴルフ練習場のイメージアップやオートスポーツランドの利用促進を図るとともに、一層の経費節減により振興公社全体の経営改善を図るものであります。

なお、ことしは雪が多く、少しでも早いゴルフ場のオープンに向け、役員等により雪割りなどにも取り組んでいくところでございます。

次に、土地開発公社へのこれまでの支援でございます。土地開発公社へのこれまでの支援、これからの支援、さらに土地開発公社の販売戦略についてご答弁を申し上げます。土地開発公社への市からの支援としては、あかね団地、すずらん団地の分譲については、平成12年をピークに景気の低迷等から販売実績が下がり、また地価下落により両団地の分譲価格が実勢価格と比較して高い設定となっていたことから、平成18年から土地開発公社において土地購入助成金制度を創設し、市は購入者に対する財政支援として一区画150万円の間接補助を土地開発公社に行い、さらにハートフル住まいる助成金と合わせて最大200万円の支援策となることをPRし、平成18年には9区画の販売実績となりました。この助成金の制度内容は、土地購入後2年以内に住宅を建設して100万円、さらに2年以内に住んで住民登録されて50万円払われる仕組みとなっており、土地購入時には分譲価格全額を用意しなければならず、土地面積や分譲価格が違ってても一律の助成金であり、個人住宅の建設のみが該当となることなどから、利用しにくい面もあります。このことから、土地開発公社では見直しを行い、販売価格を実勢価格に置きかえて、土地の購入希望者が買い求めやすい価格の住宅団地として販売促進を図ることにいたしましたので、市としては値下げ分となる簿価と販売価格の差額分を土地開発公社に対して直接財政支援していく制度に改正するものであります。このほかにも市では、平成19年から民間金融機関の借入額の早期償還を図るために、市の政策により取り組んだ先行取得用地や道央砂川工業団地について毎年約6,000万円の土地購入を行い、土地開発公社の経営健全化を進めているところであります。

なお、今後の土地開発公社の販売戦略につきましては、住宅団地は販売価格を引き下げたことから、改めて市内企業約150社への訪問と情報収集、情報誌の活用やパンフレットの工夫、市ホームページを活用した情報発信の強化、建築業者に対するモデルハウスや集合住宅建設の打診などの取り組みを行い、また工業団地は土地リース方式や分譲価格の値下げ等も検討するなど、これまで以上に造成地の分譲活動に取り組むものであります。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君（登壇） 私から住宅用太陽光発電システムと老朽住宅除却費助成、この2つについてご答弁申し上げたいと思います。

初めに、住宅用太陽光発電システム導入費補助金について、制度創設に至った経過と考え方についてご答弁申し上げます。これまで環境保全の意識を高め、資源やエネルギーを大切にし、有効活用を図るなど、循環型社会の形成に向けた検討を行ってまいりました。その中で地球温暖化対策として自然エネルギーを利用した太陽光発電システムについては、二酸化炭素を発生しないことから、低炭素化社会への取り組みとしては効果が大きいものと考えております。地球温暖化問題の深刻化に伴い、個人レベルでも環境意識が高まって

おり、大きな課題であった価格についても技術革新などにより以前と比較してコストダウンが図られたことから、市内においても太陽光発電システムを導入する事例が見受けられるようになりました。また、積雪対策や豪雪地域における発電量の想定も容易になったことから、新たに環境に対する市民意識の向上及び再生可能エネルギーの普及促進に資する事業の一つとして、住宅用太陽光発電システムの設置費用に対する補助事業を創設することとしたものであります。

次に、老朽住宅除却費助成事業を行うに至った経緯と考え方についてご答弁いたします。それと、ほかに想定している対象家屋について、あわせてご答弁申し上げます。当事業を行うに当たった経緯と考え方ではありますが、これまで行ってきた空き家対策では、建物の所有者等に対し適正な維持管理と防火、防犯上必要な措置を講ずるよう要請し、除却に至った建物がありますが、適切な対応がなされず放置されている建物もあり、建築基準法に基づく空き家対策には限界があるため、従来の方法に加え、新たな対策について検討を重ねた結果、当面住宅について廃屋や危険な建築物とならないよう、所有者などに除却費の一部を補助していく考えであります。

対象家屋については、個人が所有するもので、耐震性が低いとされる昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅や併用住宅で、空き家として1年以上経過した住宅または建てかえをするために除却する住宅を対象とするものであります。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私からごみ収集体制の構築について、墓地の造成について、地域で高齢者を見守る、支える仕組みづくりについての3点についてご答弁を申し上げます。

初めに、ごみ収集体制の構築についてでございますが、平成22年にガス抜きされていないスプレー缶が摩擦により発火したパッカー車火災が2件発生したことを踏まえ、火災防止を目的にスプレー缶、ライターの分別方法を市とごみ収集業者、砂川消防署、砂川地区保健衛生組合と協議検討し、これらを危険ごみと改めることとし、現在広報紙による周知を図っているところであります。ご質問の時代背景からのさらなる体制の発展についてでございますが、現時点では分別内容の変更等の予定はございませんが、一般ごみとして排出されているごみの中には資源ごみとして再利用できるものが多く混入していることから、ごみの減量化を推進するために特に新聞、雑誌、段ボールなどの紙ごみを資源ごみとして回収し、再資源化を推進するとともに、ごみの細分別化につきましても他市町の動向など調査研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、現状の墓地需要と今後の見通しについてでございますが、現在使用を許可しているC区域は平成15年度に吉野斎苑の西側に207区画を造成した区域であり、平成16年度から平成23年度までの8年間の許可実績は232区画で、若干の変動はある

ものの年平均約29区画の墓地需要があり、残り10区画となりました。このことから、平成24年度に269区画を造成しますが、将来の墓地需要に対し約10年間は供給できるものと考えております。

なお、北吉野墓地にはさらに309区画分の敷地がありますが、今後10年の間には墓地に対する市民意識の変容やお墓の承継の方法などに基づいた墓地整備のあり方を検討する必要が出てくるものと考えております。

続きまして、地域で高齢者を見守る、支える仕組みづくりについてであります。高齢社会に対応したまちづくりが最優先課題となっており、平成24年度中に地域で高齢者を見守る、支える仕組みを構築することとしております。その仕組みづくりに市や民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、町内会などがどのように連携することが最善の方法となるのか、先進地を視察し、その関係者から実情を聞くこととしております。先進地視察の候補地として2カ所予定しておりますが、北九州市ではひとり暮らしの高齢者などを見守るいのちをつなぐネットワーク事業をスタートさせており、地域と行政をつなぐ孤立死対策の先進事例であります。大阪府池田市では、全国で初めて高齢者の安否確認に関する条例を制定し、民生児童委員協議会と社会福祉協議会が連携しながら高齢者の安否確認を行い、結果を市に報告するシステムを構築しております。現時点の構想につきましては、先進地視察の状況を十分に分析した上で検討を行うこととしておりますので、まだ検討の段階ではありますが、安否確認を含む高齢者を見守るため必要となる住民情報は、個人情報の観点から市役所担当部署において一元管理することが必要と考えております。また、安否確認を行うための条例制定も想定しております。このことから、一元管理した情報をもとに安否確認を行い、見守りにつなげていくこととなりますが、民間事業者も含めて最終的にだれが安否確認を行い、だれがどの程度の頻度で見守るかが今後の仕組みづくりの根幹となりますので、最善の仕組みづくりに向けて先進事例を踏まえて関係者等と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから4点目でありました災害対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、備蓄品の購入費につきましては、災害時に被災した避難住民等の生命の安全を確保するため、食料、毛布、アルミシート、ストーブなどのほか、高齢者や乳幼児などに配慮した物品もあわせて購入してまいります。購入に当たりましては、大規模地震の発生により市内全域が壊滅的な被害を受け、幹線道路が寸断された状態を想定し、平成19年度に策定いたしました砂川市耐震改修促進計画から算出した耐震性が不十分と思われる住宅の戸数に市の平均世帯人数を乗じ、避難する可能性のある人数2,000人分を目標として計画的に整備を進める考えであります。

次に、洪水ハザードマップにつきましては、当市は石狩川と空知川の合流する位置にあ

り、さらにパンケ歌志内川などの河川が市街地を横断していることから、これまでも洪水による被害が発生しているため、洪水時に市民が安全に避難できるよう、堤防の決壊や河川のはらんで想定される浸水の深さを色分けして作成した図面に避難場所の位置、避難経路、土砂災害危険箇所の位置などを記載した防災マップを作成するものであり、全戸配布により市民に周知するものであります。

次に、避難支援体制の推進につきましては、災害発生時に避難に時間を要し、安全な場所へ避難することが困難である災害時要援護者に対する支援体制の構築が必要であると考え、これを具体的に進めていくため、災害時要援護者避難支援計画を策定することとし、内容の検討などに取り組んでいるところであります。この計画は、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、情報収集や共有の方法、災害時要援護者名簿の作成、個々の要援護者ごとに避難支援を行う際に活用する個別計画の策定などについて定めるものであります。現在要援護者の対象範囲、収集する情報や項目の整理、情報の収集方法などについて検討を進めておりますが、個人情報の保護などの難しい面もありますので、福祉部門など庁内関係部署、地域、関係機関などとも十分な協議を行い、早期に作成していきたいと考えております。災害時要援護者名簿、個別計画の策定につきましては、対象者の情報収集や要援護者一人一人に必要な支援内容などについてきめ細かく作成し、整理する必要がある、より実効性のあるものでなければならないことから、高齢者を見守り、支える仕組みづくりとも連動して取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 私のほうからは、プレミアム商品券発行事業補助金と商店会連合会商品券発行事業補助金について、経済効果の評価をどのようにとらえているのかについてご答弁申し上げます。

昨年行われました商店会連合会商品券発行事業の夏の大売り出しトリプルチャンス抽せん会は、売り出し期間中1,830万円以上の売り上げがあり、さらに景品として出された商店会連合会加盟店での商品券111万9,000円分以上の売り上げも合わせて、合計1,941万9,000円以上の売り上げがあったと報告を受けております。次に、冬の大売り出しウインターチャンスセールでは、売り出し期間中1,980万円以上の売り上げがあり、さらに景品として出された商店会連合会加盟店での商品券が3月31日まで使用可能なため、決算はまだ出ておりませんが、商品券で100万以上の売り上げが見込まれており、合計2,080万円以上の売り上げがあるものと推計しております。プレミアム商品券については、3月16日までが換金期限であることから、まだ決算は出ておりませんが、事業終了後はプレミアム取り扱い店に調査を実施するなど経済効果を検証してまいりたいと考えておりますが、プレミアム商品券の発行枚数から概算で約1,800万円以上が見込まれており、両事業における概算売上額の合計は5,800万円を超えるも

のと推計しております。

また、商店会連合会商品券発行事業のトリプルチャンス抽せん会終了後に加盟店の方々にアンケート調査をしたところ、昨年の売り出し期間と比べて売り上げが伸びたと同じを合計すると86%となり、抽せん券を昨年より受け取った方が多かったとの回答が35%という結果でありました。市といたしましては、このアンケート結果により抽せん会を楽しみにお買い物をするという消費者がふえて、商店会の売り上げ増加につながっているものと評価しており、補助金を支出したことによる経済効果があったものにとらえております。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員の2回目の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

一ノ瀬弘昭議員の2回目の総括質疑を許します。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、2回目になるわけなのでありますけれども、答弁の順番ちょっと逆になるかもしれませんが、私が1回目に質疑させていただいた順番でいこうかなというふうに思っているのですけれども、住宅用太陽光発電システムの導入補助金関係につきましては、1回目でも若干申し上げさせていただいたのですけれども、昨今の原発がどうだとか、必要なかどうなのかということもありますけれども、この問題につきまして一番初めに一般質問をさせていただいて、3度ぐらい質問させていただいているのですけれども、当時はまだまだエコということは節約とかそういうことなのだけれども、なかなかそういうのが余り浸透していなくて、一ノ瀬は何雲をつかむような話ししているのかなという部分が大勢だったのかなと思うのです、それが現状だったのですけれども。恐らくはそうなったと、そんなこと言うつもりもないのですけれども、その雲をつかむような話がいよいよ近年になってきて現実問題となってきたのだなと、そういういい方向に日本全体、これはもとより世界じゅうがそういうような意識になってきたということについては、私は本当によかったなということで、市長就任以来、私言ってきたことが何かこうだんだん着々と、私がやったわけでないのですけれども、同じ思いで市長がやられていくという部分については、本当にうれしいなと思うことがいっぱいあるのです。これもまた数ある私のライフワークの一つでありましたから、もうこれ以上言いませんけれども、そんな意味ですごくうれしいなというふうに思っています。この取っかかり、ようやく始まる、今ですけれども、太陽光発電システムという部分ですけれども、今後さらに風力だとかさまざまな、例えば北海灌漑溝なんかを利用した水力とかあるかもしれません。そういうことも今後も検討課題といいますか、発展の一つとして発展していけばなという

ふうになっております。今回の太陽光発電システムの制度創設に至った経過というのはもうわかりましたので、ずっと進んでいっていただきたいなというふうになっております。

また、ごみ処理の収集体制の関係については、結局は今すぐの細分別の考えはないのだけれども、今後検討していかなければならないというのはこれは明確なことだという部分でのご答弁いただきました。やはり砂川市の分別の区分が多いのか少ないのかというのはこれは別問題ですけれども、まぜればごみ、分ければ資源という部分では今後さらに検討していかなければならないなというのは部長ご答弁いただいたとおりだと思います。

もっと細かいところは、今後の予特の部分でもお伺いできるなというふうになると思うものですから、あと特にはありませんけれども、一番最初にご答弁いただきました公社の関係なのですけれども、特にご答弁いただいた中で創意工夫した多くの企画を行うということで、プレミアムはがきあるいはゴルフサポーターというのを募って云々というのがありましたね。そして、一日でも早く雪が解けていただきたいと、そんな思いから雪割りをするなんていう、これ人としてというのですか、その気持ち、人間性がうかがえるような答弁だったなと私本当に思うのです。私もこれ普通の人間ですから、やっぱりそういう人間としての温かみを感じられる部分だと思うのですけれども、そういった努力をしていくという部分につきましては十分に理解いたしましたので、ご答弁の中で不足が生じた場合には云々というようなこともありましたけれども、そうならないような形で、私もゴルフは正直しませんけれども、ゴルフを楽しみにやっている方々もいっぱいおられますので、私のできる援助とは言いませんけれども、協力できる部分につきましては全力で協力していきたいなというふうになります。今後の取り組みといいますか、運営に切に期待するところでございます。

以上、ご答弁は結構でございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第7号、一般会計並びに市長による市政執行方針にかんがみて、総括の質疑をさせていただきます。

まず、大きな1点目として、協働のまちづくりについてであります。市長は協働のまちづくりを目指して、市民活動をしている関係団体や協働のまちづくり懇談会などを通して多くの市民の皆さんと意見交換を行ってきました。市長自身どのように感じ、受けとめているのかをこの機会に聞かせていただきたいなと思っています。今後この新年度予算を通してこれからの協働のまちづくりについては、いろんな施策が講じられていくかと思いませんけれども、市長の思いのある協働のまちづくりでもあります。どうかこの機会にどのように受けとめているかも聞かせていただければというふうになります。

続いて、2点目ではありますが、砂川市内における公共工事の実施予定ということで聞かせていただきたいと思っております。平成24年度市発注予定の道路橋梁の改良舗装や測量委託、公営住宅整備、農業の土木関連、下水道事業関連、さらに国や道の発注予定を合わせた市

内の総体の発注額はどのような形になっていくのかを聞かせていただきたいと思っております。

続いて、3点目であります。これは環境保全の推進にかんがみてかかわってきますけれども、今年度は防犯灯及び街路灯のLED化の推進を進めていくわけでありましたが、電気料金並びに町内会などが負担している維持費が今回のLED化を進めていくに当たってどのくらい軽減されていくのかについてをお伺いをしたいと思います。

そして、続いてであります。今ほどの一ノ瀬議員からも質疑ありましたけれども、住宅用太陽光発電システムの導入支援ということでありまして、私は今回のシステムの導入支援の取り組みということから、市民の皆さんへどのように周知されていくのか、また太陽光発電システムの導入に当たって地元の企業の対応というのはどういう形になっていくのか、さらには専門的な部分があるかと思っておりますので、市の対応の窓口といったことではどのように考えられているのかを聞かせていただきたいと思っております。

続いてであります。地域福祉における民生児童委員の活動範囲や量の増加についてということで、市政執行方針を通してお聞きしますと民生児童委員もその担い手として、生活相談、福祉サービスに関する情報提供、日常的な見守り活動を初め、福祉サービス事業者などとの連携を図り、活動の充実を推進していくとあります。現在の民生児童委員の数を踏まえ、1人当たりの活動範囲や活動量が増加されるように私は感じられるのですが、これによって十分な活動が本当にできるのかどうかといった心配もしているところであります。このことについてどのような考えを持っていらっしゃるのかを聞かせていただきたいと思っております。

最後に、教育委員会でありまして、ブックスタートについてお聞かせいただきたいと思っております。平成23年の6月の定例会を通して、ブックスタートを始めるとということで平成23年度始まってまいりました。乳幼児の6、7カ月健診にあわせて本の配付を11月、12月、1月、2月と行っているわけでありまして、この実施をしたことによってそれを受け取る親御さんがその配付をどのように受けとめているのか、そして平成24年度は4月から丸1年しっかりとした形で実施されていくわけでありまして、その配付状況を踏まえて新年度の配付の中で何か工夫というものが考えられているのであれば、この機会に聞かせていただきたいなというふうに思っております。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 協働のまちづくりについての市長の考え方ということで、非常に大きくくりで、ちょっと今、しばらく考えたのですけれども、総合計画をつくるときにまず協働のまちづくりは基本にしようというのがございまして、それはいわゆる協働というのは従来は一つの施策の中に入っていたと。そうではないのではないかと。協働というのは、総合計画全体に流れる考え方であって、それを独立さすのではなくて共通項でや

りましょうということで、いろんな団体なりまちづくりなり、いろんな分野における協働についてはそれぞれの部署、庁内に検討委員会をつくって職員の総力の中でそれはやってくれというふうに私は就任のときに申し上げました。そして、私は何をするのかと。その中でも特に高齢者を支える仕組みづくりについては、トップダウンで何とか縦割り行政の中で私がリーダーシップをとりながらやっていきたいと。そのためにはまず何をするかというと、私自身がいろんな団体の中に入っていて直接話を聞いて、自分の考えの中からそれらを聞いた上で一つの方向性を持っていきたいと、そういう思いでございました。初めは、1年ちょっとで無理やりいこうかなという考えもなかったわけではないのですけれども、ただ町内会長さんのいろんな方と話していると、市長よと、余り急がないでくれと。町内には町内の体制であったり、いろんな分野があるという話も多くの方から言われました。他市の例では、市長のトップダウンで1年でつくったという話も聞いてございました。ただ、いきなりいくと多少混乱もあったというような話も聞いてございます。それ以上の詳しい話は、今回予算の中でそれぞれ担当の方に表には出てこないいろんな問題については調べてきてもらいますけれども、私は高齢者を支えるためには、やはりそこにかかわっているいろんな団体の人たちの話をまず聞かなければならないと。その中には、町内会連合会であったり、ボランティア団体であったり、いろんな団体と懇談会を開いてきました。私自身も1年目でございます、全部を回り切るというのは現実的には無理でございます、まだ何団体が残って、一番肝心なところの団体というのはある程度私自身の頭の中でこのような方向でいくというものが見えてこない、なかなか懇談会をやっても混乱するのでないかなというのがございます。その考えをここで言うていいのか、まだその団体に当たっていないうちに実はここが中心ですよというのが混乱を来す要因にもなりかねないというのがあって、なかなか私もちゅうちょするのですけれども、ただ1つ言えるのはやはりどうしても行政がその中心の中に入っていないと、この種のものというのはつくただけというのが多いと。だから、私の基本的な考えの中には高齢者を支える仕組みを、それをリードしていく担当部署がなければいけないと。それは、1つはやっぱり行政がその辺をしっかり見ていかなければならないと。

もう一つは、個人情報の問題、これも町内会の名簿づくりなどについては個人情報保護法の適用外なのですけれども、なかなか今日的には個人情報保護法がひとり歩きして、町内会長さんもわかっている方もおられますけれども、誤解されている人もいて難しいし、また中の対象者がほうっておいてくれというもまで町内会がそんなに入っていけるのだろうか。なかなか難しいだろうと。そこには、やはり行政も介在してやるべき問題もかなりあると。ボランティア団体も懇談会を開きましたけれども、いかにボランティア団体のモチベーションを持たせていくかというのは非常に大事なことで、なかなか苦労されている団体もございます。ただ、それらの人たちはやっとう市長が来て初めて話を聞いてくれたと。それは、町内会長も熱心な町内会長さんは市長室までわざわざ来てくださいます

でお許しを願えればというふうに思っております。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から砂川市内における公共事業の実施予定についてのご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、土木課では改良舗装工事と修繕工事合わせて20件、工事費は約4億2,400万円で、測量委託は7件、委託料は約2,400万円であります。次に、建築住宅課では石山団地建てかえ工事等18件、工事費は約3億3,700万円で、設計委託2件、委託料は約1,700万円であり、下水道課では管渠新設工事等5件、工事費は約5,400万円で、設計委託等7件、委託費は約1,500万円であります。次に、市立病院では立体駐車場建設事業費約7億7,000万円であります。次に、国と北海道の工事であります。国は国道12号線の交差点改良工事、北海道は道道砂川奈井江美唄線の改修工事等3件で、工事費は約2億5,500万円であり、市内の総体の発注額は約18億9,600万円であります。

なお、北海灌漑溝の改修工事が計画されておりますが、予算は確定していないものであります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から防犯灯及び街路灯のLED化の推進について、民生児童委員の活動範囲や量の増加についての2点についてご答弁申し上げます。

初めに、防犯灯及び街路灯のLED化の推進に当たり、電気料金並びに町内会等が負担している維持費がどのくらい軽減されるのかについてでございますが、防犯灯の電気料金につきましては、最も一般的に設置されております水銀灯の80ワットとこれに相当する明るさのLED灯20ワットを比較いたしますと、1灯1カ月当たりの電気料金は水銀灯が472円、LED灯が170円であり、その差額は302円です。これを1年間に換算しますと、1灯当たり水銀灯は5,664円、LED灯は2,040円であり、1年間では1灯当たり3,624円、6割以上の軽減を図ることができます。また、町内会等の負担につきましては、砂川市防犯灯補助規則に基づき電気料金の約80%を市が補助しており、水銀灯1灯当たり年間で1,132円を負担していただいていたものがLEDにいたしますと年間408円となり、1灯当たり年間で728円、約64%の軽減となるものであります。

続きまして、民生児童委員の活動範囲や量の追加についてであります。砂川市の民生児童委員は平成22年12月1日から3年間の任期で、現在3人の主任児童委員も含め56人の委員に委嘱しており、それぞれ担当地区において高齢者等要支援者の状況把握、家庭訪問などによる安否確認、声かけ等の活動を行っております。活動状況は、町内会の世帯の構成状況、民生児童委員と町内会役員との連携などかかわりの程度、民生児童委員自

体の活動時間など地区により異なっておりますが、研修等へ積極的に参加し、意欲的に活動していただいております。今後ますます高齢化が進むことから、民生児童委員の現状の活動を踏まえ、地域に合った高齢者等の見守り体制や民生児童委員、町内会等がそれぞれ把握している情報を一元化して共有できないか、また個人情報の取り扱いについてどこまで共有できるかなどについて民生児童委員、地域住民、町内会、地域包括支援センター等福祉団体関係者と十分連携をとりながら、効率的、効果的な福祉活動を進めることにより、今後も十分な活動が可能と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君（登壇） 私から住宅用太陽光発電システム導入支援の取り組みとして、市民への周知方法、地元企業の対応、市の対応窓口についてご答弁申し上げます。

初めに、導入支援の取り組みについてであります。住宅用太陽光発電システム導入費助成事業は、第6期総合計画における基本施策である地球環境や人に優しいまちづくりの基本事業で、省エネルギー、新エネルギーの促進にかかわる取り組みであり、要綱を制定し、補助するものであります。事業の概要であります。自然エネルギーの普及促進に寄与することを目的として、みずからの住宅または居住しようとする住宅または住宅と同一敷地内に太陽光を利用した住宅用発電システムを設置する方に設置費用の一部を補助するものであります。対象となるシステムは、資源エネルギー庁の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の対象となるもので、地元企業が設置工事を行う場合には太陽電池モジュール本体の費用等を除く設置工事に要する費用の15%、限度額20万円、市外企業が設置工事を行う場合には補助率10%、限度額15万円とするものであります。

市民への周知につきましては、広報紙及びホームページ、パンフレットなどにより、関係企業等への周知については説明会を開催し、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、地元企業の対応については、市の制度創設にかかわらず、市内にある電気工事事業者を初め建築関係企業がそれぞれ独自の営業ルートを活用し、施主の要望に対応できるような施工体制であるとのことであります。

市の対応窓口については、建築住宅課で対応するものであり、他の助成制度と同様に制度内容の説明や相談業務を行う予定であります。太陽光発電システムに関する説明については、それぞれ独自の技術仕様であることと日々新たなものが開発されるため、専門的なものではなく、各メーカーの紹介を考えております。また、地域ごとの発電可能量等を検索できるソフトを北海道が開発し、市町村に無償提供されるという情報も聞いておりますので、その利用も含め窓口で提供可能な情報収集に努めたいと考えております。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうからブックスター事業についてご答弁を申し上げます。

ブックスタートは、平成22年11月に策定をいたしました砂川市子ども読書活動推進計画に基づき平成23年度から実施した事業であり、内容はふれあいセンターで行われる6、7カ月児健診時に乳児と保護者に対して図書館司書がマンツーマンで読み聞かせを行い、絵本3冊を専用のコットンバッグに入れて贈呈しており、この事業の目的は赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心触れ合うひとときを持つきっかけをつくっていただくことにあります。絵本を受け取った保護者の皆さんの反応としては、絵本が3冊もらえてうれしい、専用のバッグがあってうれしい、そろそろ赤ちゃんに絵本を買ってあげようと思っていたが、何を買おうか迷っていたのでうれしいなどの声や、赤ちゃんが読み聞かせの最中に絵本をさわったりかじったりすることは、赤ちゃんが絵本に興味を持っているよい傾向であることがわかり、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせの仕方がわかったなどという声が寄せられております。また、絵本は6種類用意し、その中から3冊選んでもらう方法をとっていることから、既に家にある本とは別な本を選ぶことができ助かるという反応も多数寄せられております。6カ月児は、クーイングという大人にはわからないおしゃべりを盛んに始めるころで、絵本を読み聞かせるとさまざまな反応を示し、自分を大切に思っている人が自分のために絵本を読んでくれていることがわかる時期だと言われております。新年度に向けては、保護者に対してより具体的な読み聞かせの手法のアドバイスや、図書館で毎月開催している赤ちゃんのおはなしばたけなどの周知に努めるなど、より充実したブックスタートとなるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、一つ一つ進めていきたいと思いますが、まずもって協働のまちづくりについては、今ほど市長からこの取り組みに当たっての思いも含めてお話をいただいたところであります。まさに市長が先頭となって、特にリーダーシップを発揮されて、協働ですから、議会と、さらには市民の皆さんとともにつくり上げていくのだといった気持ち、心をいただいたのかなと私は思っていますし、またそういったことをぶれることなく進めていただきたいと思います。また、平成24年度についてはこの施策に向けての予算も計上されておりますので、詳細についてはまた予算委員会の中で聞くことが可能なのかなと思っていますので、まずは協働のまちづくりについてさらなる一層の邁進をお願いをすることをお話しして、この件については終わりたいと思います。

2点目の公共事業の関係でありますけれども、今ほど答弁、説明をいただいたところでありますが、総額で18億9,600万という、強いて言うと金額的に言うとはるかに大きい金額だというふうに私は押さえておりますけれども、それぞれの公共事業でありますから、工事の種類によってはそれにかかわれる地元の企業も含めて多種多様なのかなと思っていますけれども、もちろんこういった厳しい時代でありますので、こういった公共事業を通しながら、砂川市内の経済が一層明るくなることを期待をするところであります。

このことについては、こういった大きな金額が砂川市内においても実施されるということ
を改めて受けとめさせていただきたいというふうに思います。

環境保全の推進ということでありますけれども、防犯灯、街路灯のLED化ということ
でありますけれども、水銀灯とLED比較して今説明をいただいたところでありますけれ
ども、一遍に防犯灯も街路灯もまだかわっていくわけでもありませんので、ただ少しづつ
かわっていくことによっても、もちろん今各町内会も町内会員さんの減少だとか高齢化だ
とか含めて町内会自体の事業もいろいろ苦労しながらいる中で、この防犯灯、街路灯も維
持費が少しでも軽減されるのであれば、町内会にとってはいいことなのかなというふう
に思っています。そこで、改めてお聞かせさせていただきたいと思うのですけれども、今後国の関
係の補助があればさらに一層邁進してというか、積極的に防犯灯、街路灯をやっていき
たいという声は聞いておりますけれども、この辺の平成24年度、今の段階での見通しとい
うのはどういうふうになっているのかなということを知るのであれば、この機会に聞か
せていただきたいなというふうに思っております。

そして、住宅太陽光発電システムの導入ということではわかりました。ただ、専門的な
ことなものですから、やはり心配するのが、果たして砂川が日照時間も含めて太陽光発電
の仕組みがこれで本当に対応できるのかどうかといったことを心配しております。ただ、
今ほどの答弁を聞きますと、北海道からその環境のソフトも利用させてもらって、窓口
対応というか、相談には乗れますよということでもありますので、市民の皆さんは全道各
地で実施されているのと同じように、砂川でも設置したことによって使えるのだという錯
覚をされても後で大変なこと起こる場合もありますので、そういう点でやはりしっかりと
した形で窓口で親切にすべきでないのかなと。というのは、先ほどメーカーの紹介も含め
てということでありますけれども、さらには技術的には日進月歩でもありますので、常に
新しくなるのかなと思うのですが、この辺いま一度市の対応について、もう少し専門的な
解説も含めてできるような体制づくりって私は必要ではないのかなと思うのですが、その
ことについて聞かせていただきたいと思います。

民生児童委員の活動範囲の量や増加についてということでありますけれども、非常にふ
えてくるのかなということでありますけれども、ただいろんな形での一元化も含めながら、
効率、効果的な動きもしたいということでありますので、どうしてもマンパワー限られて
いると思いますので、この辺をしっかりと対応していただければ、民生委員さんと町
内会とは常に表裏一体ではないですけれども、もう組になってやっているところが多いの
で、その辺は私心配するものですから、しっかりとフォローできるように市のほうも対応
をお願いをしたいなというふうに思っております。このことについては、答弁は要りませ
ん。

最後に、ブックスタートでありますけれども、24年度からは4月から本当に1年間か
けてスタートされます。昨年23年度は途中からのスタートでありますので、その辺を含

めてしっかりと対応していただきたいと思ひますし、この絵本の配付をされたことによつて親御さん含めて大変喜んでいるというふうには印象を受けております。ただ、これ私のおくまでも考え方でありますけれども、やはりブックスタートをしっかりと一つ一つ進めながら、そして今後ブックスタートがきちつと環境が整つた中で、次の段階である、全国的にも実施してありますけれども、セカンドブックだとか、新入生ブックプレゼントといったことも私は考えられるかというふうには思ひております。ただ、これを実施するためには、ブックスタート、スタートをしてまだ丸1年もたつていない状況でありますので、この辺は開催というか、実施をして、その経験を重ねながら、さらに発展していただきたいなということをお話しして、このブックスタートについては終わりたいと思ひます。

先ほどの2点ほどについて答弁いただいて、私は終わりたいというふうには思ひます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからLED化の関係につきましてご答弁を申し上げます。

まず、国、道の補助の見通しでございますが、これ今現在まだ見通しは立っておりません。ですから、24年度中に実施できるかというのはまだ確定はしていないところであります。ただ、平成25年度以降につきましては、これ町内会が所有する防犯灯すべてについてなるべく早い時期にすべてを実施をいたしたいということにつきましては、明確にご答弁をさせていただきたいというふうには思ひます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 太陽光発電にかかわる専門的な説明ということでございますけれども、これなかなか難しいもので、実際に太陽光発電のシステムを設置するにはメーカーごとに指定店という、施工するのにそういう講習を受けて施工する形になりますので、実際に市内の業者さんでもメーカーの、あるメーカーなのではございますけれども、その指定店といひますか、施工できる業者さんがおりますので、そちらのほうとタイアップして、どの程度の専門的な技術が提供できるかどうかと協議して進めたいと思ひております。

以上です。

延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時51分